

(仮称) 米沢市新総合計画(案)

(パブリック・コメント用)

1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の急速な進展、市民の価値観やニーズの多様化、地方分権の推進等の本市を取り巻く社会構造の変化を踏まえ、市民と行政が目指すべきまちの将来像を共有し、さらなる市勢発展に結びつけていくために策定するものです。

2 計画の役割

この総合計画は、まちづくりの最上位計画として本市が目指す都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための各種個別計画の指針となる役割を担っています。

また、国、県、市民、事業者等に対して米沢市の基本的な考え方を発信する役割を担っています。

3 計画の構成と期間

この総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

(1) 基本構想 ～ まちづくりの基本的な構想を定めます～

基本構想では、まちの将来像とまちづくりの基本理念を明らかにした上で、その実現に向けた基本目標と施策の大綱を示したものです。

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

(2) 基本計画 ～ まちづくりを実現するための分野別の施策を定めます～

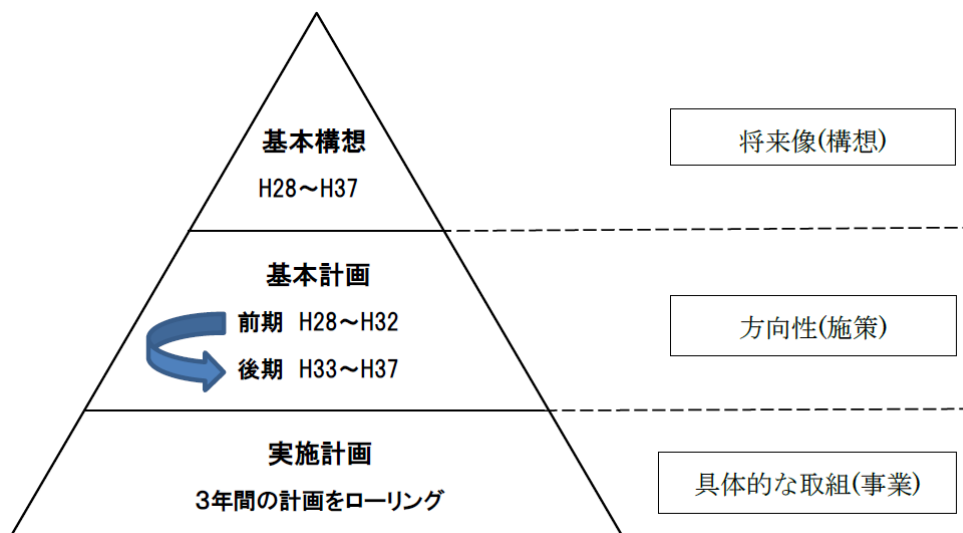
基本構想で示された施策の大綱を具体的に推進するため、必要な施策を分野別に体系化したものです。

なお、平成 28 年度からの 5 年間を前期計画、平成 33 年度からの 5 年間を後期計画の計画期間とします。

(3) 実施計画 ～目標達成の具体的手段(事業)を定めます～

基本計画で定めた施策を実現するための個別の事業計画であり、予算編成の指針となるものです。

実施計画は、社会経済や財政状況等を勘案しつつ、柔軟に対応できるよう計画期間は 1 期 3 年間の計画とし、隔年度ごとにローリング方式により別途策定します。



目 次

基本構想	5
第1章 将来像	5
第2章 基本理念・基本目標	6
1 基本理念	6
2 基本目標	8
第3章 将来人口の見通しと市街地形成の基本的方向	10
1 将来人口の見通し	10
2 市街地形成の基本的方向	11
第4章 施策大綱	12
1 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり	12
2 郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり	13
3 子育てと健康長寿を支えるまちづくり	13
4 自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり	14
5 安全安心に暮らすまちづくり	14
6 持続可能なまちづくり(協働・行政経営)	15
基本計画	16
施策の体系	17
前期重点事業	19
第1章 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり	25
施策1-1 活力ある商工業の振興	25
施策1-2 自然と文化、歴史を活かす観光の振興	29
施策1-3 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興	31
施策1-4 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進	34
第2章 郷土を創る人材が育つ、教育と文化のまちづくり	36
施策2-1 生涯にわたり学べる環境づくりの推進	36
施策2-2 子どもたちが健やかに成長する環境づくりの推進	38
施策2-3 誰もがスポーツに親しめる環境づくりの推進	41
施策2-4 郷土の歴史を継承し、芸術文化を創造するまちづくりの推進	43

施策2-5	多様な文化とつながり、交流するまちづくりの推進	45
施策2-6	大学と連携した学園都市の推進	47
第3章	子育てと健康長寿を支えるまちづくり	49
施策3-1	誰もが元気で健やかに暮らすまちづくりの推進	49
施策3-2	安心して生み育てることができるまちづくりの推進	51
施策3-3	生きがいを持って高齢期を過ごす長寿のまちづくりの推進	54
施策3-4	誰もが自立を目指せる環境の整備	56
施策3-5	身近な支え合いのあるまちづくりの推進	58
施策3-6	適切な医療を受けられる環境の整備	60
施策3-7	社会保障制度の安定運営	62
第4章	自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり	64
施策4-1	快適で住みよい住環境づくりの推進	64
施策4-2	秩序ある土地利用と景観形成の推進	66
施策4-3	利便性の高い道路・交通網の整備	68
施策4-4	安全な水の供給と水環境の保全の推進	70
施策4-5	様々な情報とつながる環境づくりの推進	72
施策4-6	環境にやさしいまちづくりの推進	74
第5章	安全安心に暮らすまちづくり	76
施策5-1	いざというときに備えるまちづくりの推進	76
施策5-2	普段から安全を心がけるまちづくりの推進	78
施策5-3	冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進	80
第6章	持続可能なまちづくり(協働・行政経営)	82
施策6-1	ともに協力し合い、行動するまちづくりの推進	82
施策6-2	男女共同参画の推進	84
施策6-3	健全な行政経営の推進	86
施策6-4	他自治体との広域連携の強化	88

基本構想

第1章 将来像

人は新しいものを生み出す力、創造力を持っています。芸術・文化にとどまらず、科学技術、産業・経済等、ありとあらゆる分野において創造を積み重ねることにより、人類は発展し続けてきたのです。

本市においてもまた、日本初の人造絹糸の製造、世界に先駆けたノートパソコンの開発、有機EL照明の製品化に代表されるように、既成概念を打ち破り、世の中になかったものを多彩に生み出すことで産業が振興してきました。その一方で江戸時代後期、大飢饉が続いた東北の米沢で棒杭市（無人販売）が成り立ち、一片の草木に宿る命すら尊いとする草木塔が築かれたことは、このまちに暮らした人々が互いに信頼で結ばれ、自然への感謝を抱いていたからに他なりません。苦境にあっても揺らぐことのない豊かな心が育まれていたのです。

このように経済的な発展だけを追い求めるのではなく、経済の豊かさと精神の豊かさが調和するまちであることが、本市の本来の魅力といえます。

また、本市は、山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学の3つの高等教育機関が立地し、高度な人材育成、研究・開発等の機能が集積している学園都市を形成していることから、産学官民連携による地域産業の振興や新産業の創造、学問への高い関心と深い教養を培うことによる豊かな人間形成等、本市の魅力を更に高めるための環境が整っています。

こうした本市の特徴を踏まえ、将来像を次のように定めます。

『ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢』

先人たちが育んできた豊かな精神文化を継承・向上させるとともに、学園都市が持つ機能を最大限活かして、未知なるものへの果敢な挑戦を行い、それが創造を生み、そしてまた新たな創造に繋がるといった連鎖を起こすことにより、ひと（市民）が輝くまちを目指します。

第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念

まちづくりの主役は、そこに暮らし、働き、学び、憩う市民一人ひとりであり、本市の将来像を実現させるためには、これら様々な人々とともに、よりよい地域をつくりあげ、それを持続していくという姿勢が求められています。

このことから、まちづくりを進める上で重要となる「人づくり」を中心とした取組を推進し、郷土や地域への愛着を感じる市民意識の醸成を図るとともに、市民と行政が積極的に交流し、様々な分野で米沢のために貢献するという市民の意欲を活かすための制度や環境を充実させ、市民の参画を更に進めていく必要があります。

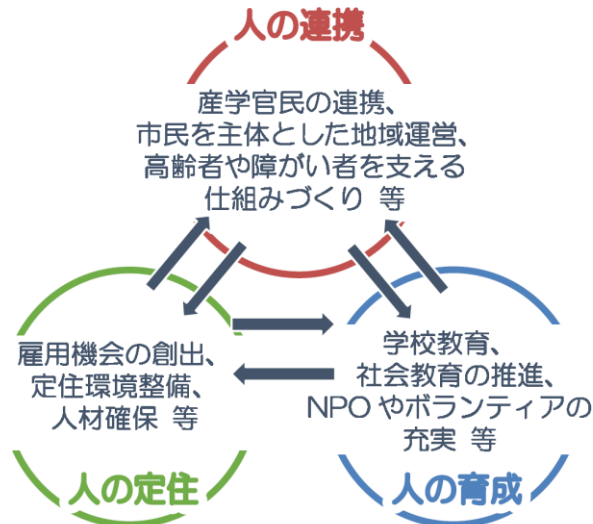
そこで、本市が将来像の実現に向けて取り組むに当たっての基本理念を次のように定め、市民とともにこれからのまちづくりを行っていきます。

『市民が積極的に参加するまちづくり』

(基本理念)

市民が積極的に参加するまちづくり

「人づくり」を中心とした取り組みの推進



様々な分野で市民の積極的な参画を促進

「人づくり」は、「人の連携」「人の定住」「人の育成」の3つとします。

- 「人の連携」では、産業、福祉、教育、環境、文化等のまちづくりの様々な分野での協働を進め、それぞれの取組に当たる体制づくりを進めます。
(産学官民の連携、市民を主体とした地域運営、高齢者や障がい者を支える仕組みづくり等)
- 「人の定住」では、地域で長く暮らしてもらうための環境整備を進めるとともに、大都市圏等からの移住や交流促進を進めます。
(雇用機会の創出、定住環境整備、人材確保等)
- 「人の育成」では、市民が学びたいときにいつでも学ぶことができ、かつ、その成果を活かすことができる環境づくりを進めます。
(学校教育、社会教育の推進、NPO やボランティア活動の充実等)

2 基本目標

基本理念に基づくまちづくりを実践し、市民が魅力を感じるまちを実現していくために次の6つを本市の目指すまちづくりの基本目標とします。

1：挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり

人口定住に結びつく持続可能な経済活動の実現に向け、先端技術産業をはじめとする本市の多様な産業の発展とともに、これまでにない発想に基づき内発型産業を創出するなど、新しい産業や雇用を生み出していく、人もまちも挑戦し続ける活力ある産業のまちを目指します。

2：郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり

本市の持つ豊かな教養を育む環境と城下町としての歴史と文化を積極的に活用し、郷土に対する愛着と誇り、チャレンジ精神を持ち、本市の将来を担うことができる様々な分野で活躍する人材が育つ、教育と文化のまちを目指します。

3：子育てと健康長寿を支えるまちづくり

保健、医療、福祉等が連携して市民の健康寿命の延伸を図るとともに、若い世代が安心して子どもを産み育てられ、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けられる環境を整備し、子育てと健康長寿を支えるまちを目指します。

4：自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり

森林や河川、地下水の保全、ごみの減量化や資源化等を推進することにより環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、コンパクトなまちづくり、城下町としての景観等の保全、交通機関等の整備を図り、自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちを目指します。

5：安全安心に暮らすまちづくり

防災、防犯、消防体制の整備等、災害や犯罪への備えを強化するとともに、冬期間においても円滑な市民生活が送れるよう雪対策に取り組むことにより、安全安心に暮らすまちを目指します。

6：持続可能なまちづくり(協働・行政経営)

市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供できる体制づくりを行うほか、幅広い分野で近隣自治体との広域的な連携を図り、持続可能なまちを目指します。

図表 将来像

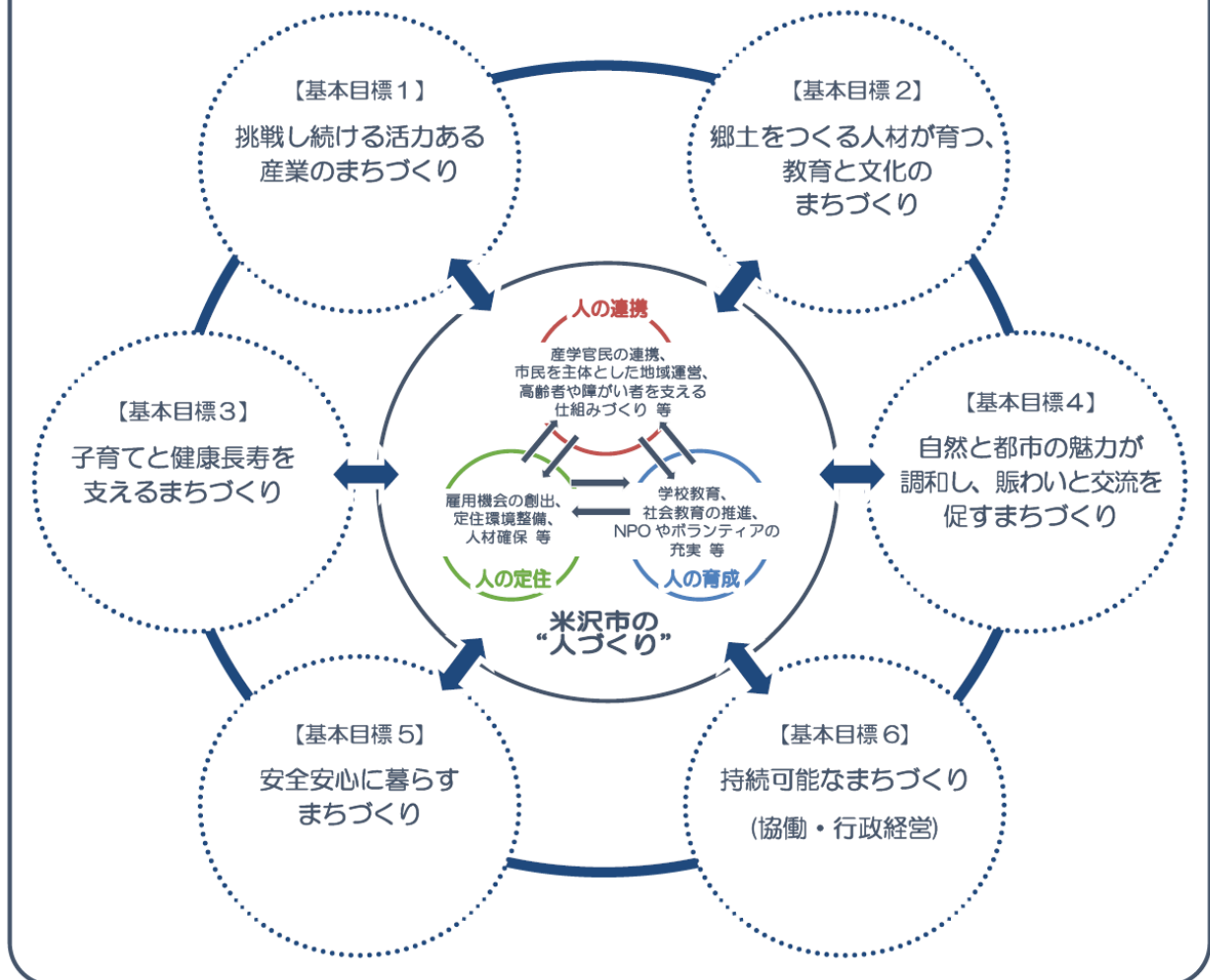
(将来像)

ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢

(基本理念)

市民が積極的に参加するまちづくり

市民が魅力を感じるまちづくりを推進するために
(人づくりを中心としたまちづくりの推進)



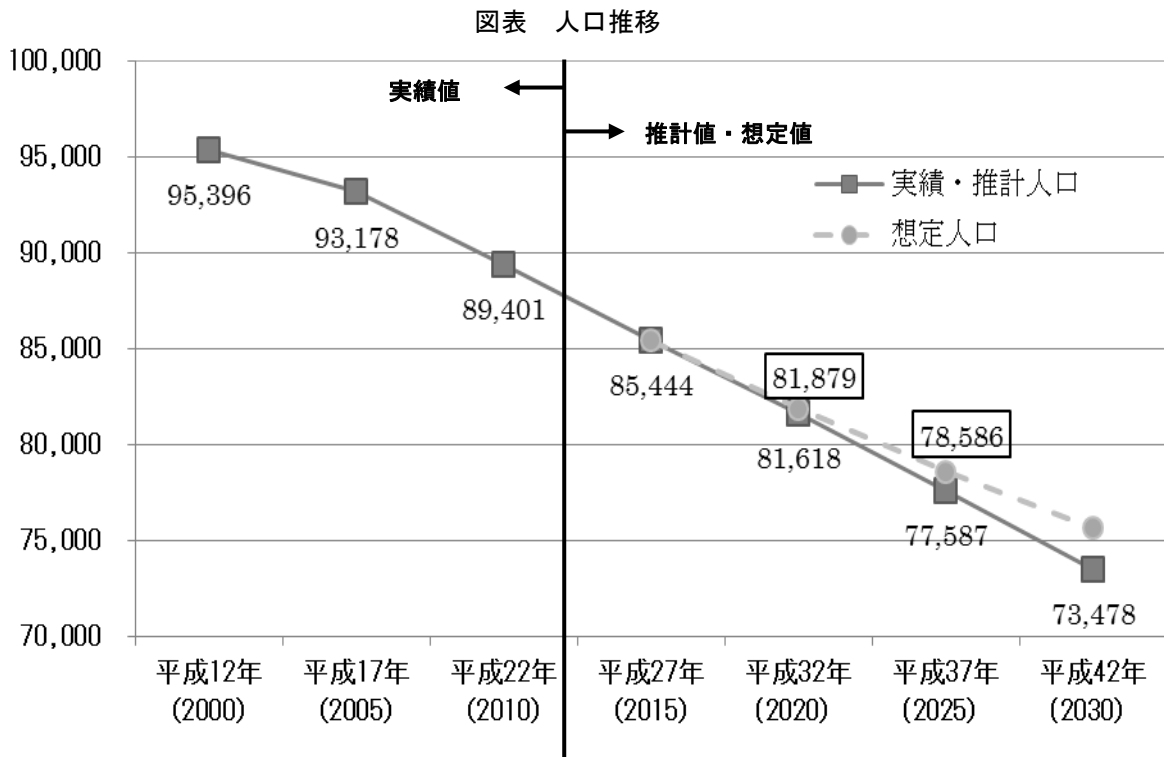
第3章 将来人口の見通しと

市街地形成の基本的方向

1 将来人口の見通し

本市の将来人口は、国（国立社会保障・人口問題研究所）が平成25年3月に行った推計によれば平成32年には81,618人となり、10年後の平成37年（2025）年の人口は77,587人とされています。

本市では、まちづくりを担う人づくりとともに、魅力ある都市環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備等、転入者の促進と転出者の抑制、合計特殊出生率の向上のための様々な施策に取り組むことにより、平成37年の想定人口を推計値と比較して約1,000人増の78,600人と見込みます。



- ※ 1 平成22年までは国勢調査値
- 2 平成27年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計値
- 3 想定値は国立社会保障・人口問題研究所推計値を基に合計特殊出生率が平成32年までに1.6、平成37年までに1.8まで回復するとして算定

2 市街地形成の基本的方向

中心市街地は、これまで多くの商店街を形成し、鉄道駅や主要なバス停留所等の交通結節点機能を有し、地域経済の中心的な役割を果たしてきました。

しかしながら、車社会の浸透に伴いロードサイド型の店舗が郊外に相次いで進出してきたことと中心部の大型小売店舗の撤退が重なり、また消費者ニーズの多様化から、その活力や求心力が低下し空洞化が進行しています。

このような状況は、本市の人口減少が避けられないことが想定される中、都市基盤の整備や維持管理費用の増加、コミュニティ力やまち全体としての活力の低下等の様々な問題を生じさせることとなります。

今後、適切な公共サービスを維持し、高齢者も含めた多くの人が暮らしやすいまちを形成するためには、既存の都市機能を有効活用しつつ、多様な機能が集積する密度の濃いまちづくりをする必要があります。

そこで、中心市街地に都市機能を集積させるとともに周辺地域との相互連携を図る公共交通等のネットワークの形成を促進し、コンパクトなまちづくりを進めていくことを今後の市街地形成の基本的方向とします。

第4章 施策大綱

1 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり

本市は、多様な産業構造と工業団地への企業誘致、産学官民の連携等により、先端技術産業が集積し、東北でも有数の工業都市となりましたが、付加価値率は、県内の平均と比べて低い状況にあります。また、近年、消費者ニーズの多様化による多品種少量生産、地域間、国際間での競争の激化等により、ものづくり企業はさらなるコストダウンが必要になるなど厳しい経営環境にあり、本市の地域経済にも影響を及ぼしています。

このことは人口流出の要因の一つともなることから、今後は、活発な地域経済活動の実現に向けて、先端技術産業をはじめとする本市の多様なものづくりの発展を促すための取組を推進します。

また、商業、観光業等の振興を図るため、地元の特産品を活かした消費者に魅力のある商品開発や地域のコミュニティ機能を担うなどの地域に根差した特色ある地元商店街の形成に取り組むほか、観光で訪れる方のニーズを的確に捉え、自然環境、歴史、伝統、文化等の本市の地域資源を最大限に活かした情報発信力の高い観光地づくりを進めます。

農林業では、担い手の確保に取り組むとともに、安全で高品質な農産物を安定的に供給できるよう生産基盤の強化や経営安定化のための取組を進めます。

これらの取組を推進するほか、産業全体の基盤を強化するため、大学の研究機能と集積している企業の技術を活用することなどにより、内発型産業の創出、新技術や新商品の開発を促進するとともに、農林業、商工業及び観光業とが連携した6次産業化を推進し、高付加価値なものづくりやサービス等を創出し、市民所得の向上を図ります。加えて、中小企業の成長発展を促すことなどにより、多様な就業機会を生み出し、地域内の女性や若者、高齢者、障がい者等の雇用の拡大と安定を図ります。

2 郷土をつくる人材が育つ、

教育と文化のまちづくり

本市は、高度な人材育成機能等を持つ学園都市を形成し、市民協働による米沢鷹山大学が開校されるなど、豊かな教養を育む環境を有するほか、城下町としての歴史と文化が蓄積されていることから、引き続きこれらを積極的に活用し、確かな学力と感性豊かな人間性を育む学校教育の推進をはじめ、学びたいときに学びたいものを自由に選択できる社会教育環境や市民が気軽にスポーツ活動を楽しむことができる環境、文化財の適切な保存管理と継承を図り、市民が様々な芸術文化に親しめる環境づくり等を推進するとともに、学園都市としての機能充実を図ることなどにより、様々な分野で活躍する人材の育成を推進していきます。

人材の育成では特に、中学生・高校生世代は、進学、就職により米沢を離れたいと考えられる傾向が強く、各大学に通う学生の地元定着率も低い状況にあることから、大学と地域との交流や連携を促進するとともに、学生をはじめとする若い世代に対して郷土への愛着と誇りを持つための教育を推進していきます。

また、国内外の姉妹都市などとの交流を引き続き推進し、市民の視野を広げ豊かな心を育むとともに、国際化に対応できる人材の育成を図ります。

3 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

平均寿命の伸びと出生率の低下による少子高齢化社会の進展、核家族化の進行、女性の社会進出等に伴い、子育てや介護に対する支援をはじめとする保健・医療・福祉に対する需要が今後ますます増加するものと考えられます。

このため、誰もが健やかに暮らせることを第一に考え、医療機関、福祉、介護施設等の連携を強化し、生活習慣病や要介護とならないための予防に重点を置き、世代に応じた健康づくりを推進するほか、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けられるよう、地域での助け合いの仕組みづくりを進め、日常的な生活支援や相談体制の充実と併せて、地域活動や就業等の社会参加を促進します。

子育てについては、子育てを支える環境づくりを進め、安心して子どもを産み育てることができるようにするとともに、婚活支援策を推進することなどにより、将来親となり子どもを産み育てていく人を増やし、本市の活力を維持していきます。

また、いざというときに適切な医療が受けられるよう、地域の中核病院である市立病院の機能充実を図ります。

さらに、市民生活の安定を図るため、生活保護、国民健康保険、介護保険等の社会保障制度の適正な運営を推進します。

4 自然と都市の魅力が調和し、 賑わいと交流を促すまちづくり

豊かな自然環境と快適な都市機能が調和する暮らしを実現していくことは、市民をはじめ市外からも「米沢で暮らしたい」と思う人を増やし、定住促進を図るためにも重要なことです。

このことから、自然環境については、森林や河川、地下水の保全等を推進することにより、山地災害の防止、水資源の涵養などに努め、地域住民の安全な暮らしを維持するとともに、ごみの減量化や資源化の推進、再生可能エネルギーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

都市機能については、郊外への大型店舗の進出等による市街地の拡大化に伴い中心市街地の空洞化が進み、都市全体としての活力が低下していることから、中心市街地に必要な都市機能を集積するコンパクトなまちづくりを推進するとともに、昔から受け継がれてきた歴史的な建物や文化財による城下町としての景観等を保全することにより、魅力あるまちづくりを推進します。

また、地域間の交流を円滑にするため、道路や公共交通機関等の環境を整備するとともに、快適な情報通信環境の整備促進に取り組み、多様な情報発信や収集手段を確保することにより地域内外との人、物、情報の交流を促します。

5 安全安心に暮らすまちづくり

安全で安心なまちを形成することは、市民共通の願いであり、将来に向けてまちが発展していくための基盤の一つです。

このことから地震や風水害等の自然災害に備えるため、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化等の災害防止策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行うとともに、災害時の情報収集・伝達体制を整備するなど危機管理体制の強化を図ります。

また、関係機関と連携して火災や救急救助に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整備していくほか、交通事故を防止するため、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道や道路照明等の交通安全施設の整備を進めます。

加えて、情報化の進展や消費者志向の多様化、経済社会の複雑化が進む中で、特に高齢者や未成年者が被害者となる犯罪や消費者被害が発生していることから、関係機関と連携し、市民の意識啓発や相談体制の充実等を図り、これらの犯罪等の起こりにくい環境整備を進めます。

さらに、冬期間においても雪の影響を極力少なくし、円滑な市民生活が送ることができるよう雪に配慮した道路整備と効率的な除排雪体制の整備を図るほか、雪を資源として活かす克雪への取組を推進します。

6 持続可能なまちづくり(協働・行政経営)

これからのまちづくりでは、市民又は行政が単独では対処しきれない地域の問題や取り組むべき課題を共有し、より良い結果を得るため、力を合わせて解決していく必要があります。このことから、多様な行政情報を分かりやすく公表することなどにより市民と行政の結びつきをより強固なものにするとともに、性差や年齢の区別、障がいの有無に関係なくお互いが尊敬し合い、市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進していきます。

また、本市を取り巻く環境の変化に対応し、今後も本市が継続して発展を遂げていくため、事務事業の見直しなど、常に業務の効率化やコスト意識を持ち、長期的な視点で計画的な行政経営を行い、健全な財政基盤づくりを推進する専門的能力を備え、地方を再生していくという課題に的確に対応できる職員を育成していきます。

加えて、産業、教育、防災等幅広い分野で近隣自治体との広域的な連携を図り、持続するまちづくりを推進します

基本計画

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けて、施策の大綱を推進するため、必要な個々の施策・取組の内容を体系的に示すものです。

2 計画期間

計画期間は、平成 28 年度からの 5 年間を前期計画、平成 33 年度からの 5 年間を後期計画の計画期間とします。後期計画については、平成 32 年度の段階での社会情勢等を踏まえて前期計画を見なおす形で策定することにしてあります。

3 基本計画の構成

○施策の体系

基本構想に基づき、施策の体系を示したものです。

○前期重点事業

将来像である「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」の実現に向け、基本計画に掲げるもののうち前期 5 年間で特に重点的に取り組む事業を設定したものです。

○施策分野別の基本計画

基本構想で示す政策の基本方向に対応した施策を分野別に体系化(第 1 章～第 6 章)し、施策ごとに現状と課題、施策の目指す姿、施策での取組、主な事業、市民・地域・事業者等に期待する役割、目指す目標値を定めたものです。

現状と課題

施策に係るまちづくりの動向や社会的潮流、これまでの市の取組などについて記載しています。

施策の目指す姿

施策の目的・方向性について記載しています。

施策での取組

施策の成果向上を図る基本的取組について記載しています。

主な事業

施策全体の主な事業について記載しています。

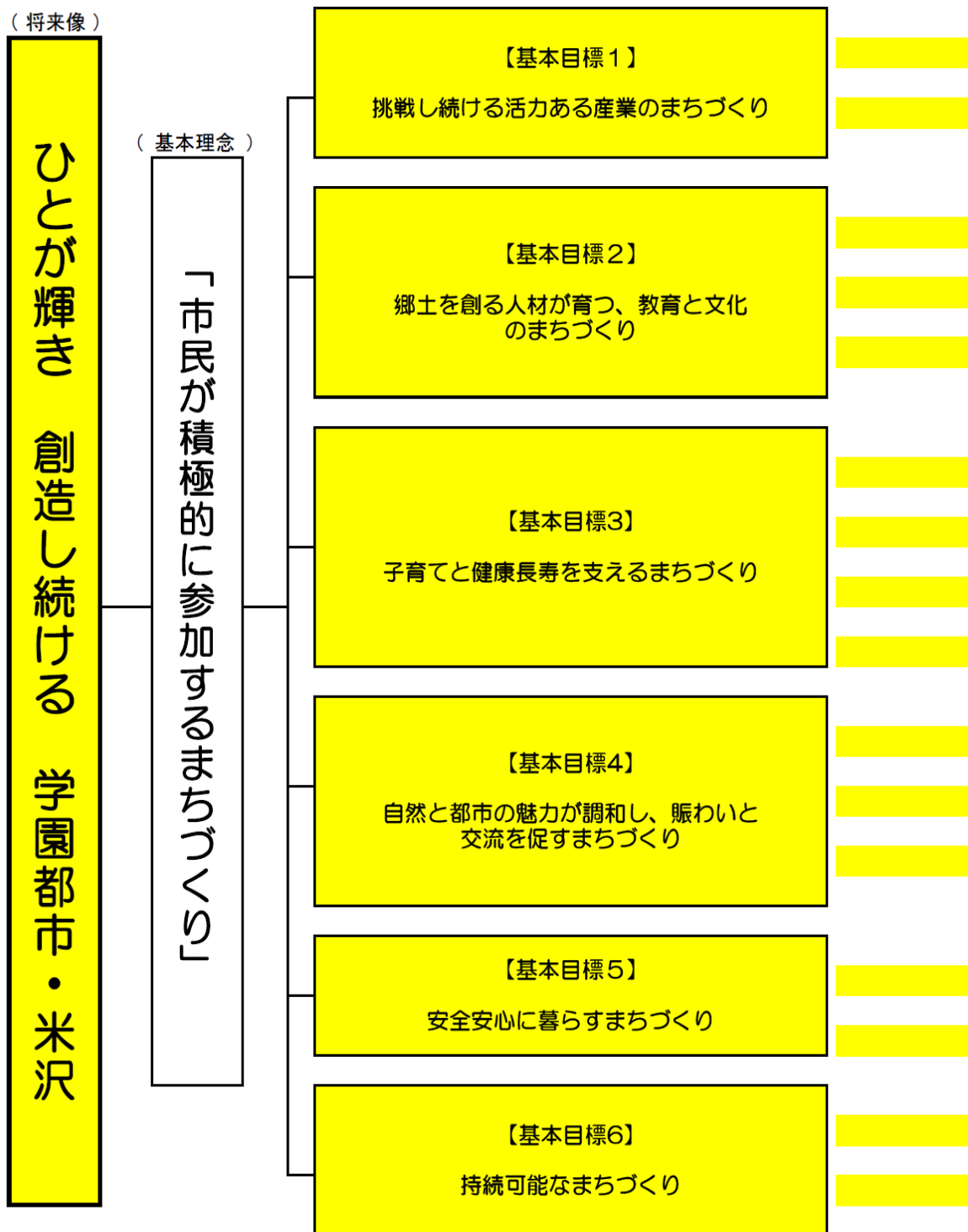
市民・地域・事業者等に期待する役割

施策の目的達成に向けて、市民・事業者等に期待される役割について記載しています。

目指す目標値

施策での取組を実施したことによる成果向上を把握するための指標とその現状値・目標値について記載しています。原則として、現状値は平成 26 年度、目標値は平成 32 年度(前期計画の最終年度)の数値を記載しています。

施策の体系



- 施策 1-1 活力ある商工業の振興
- 施策 1-2 自然と文化、歴史を活かす観光の振興
- 施策 1-3 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興
- 施策 1-4 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

- 施策 2-1 生涯にわたり学べる環境づくりの推進
- 施策 2-2 子どもたちが健やかに成長する環境づくりの推進
- 施策 2-3 誰もがスポーツに親しめる環境づくりの推進
- 施策 2-4 郷土の歴史を継承し、芸術文化を創造するまちづくりの推進
- 施策 2-5 多様な文化とつながり、交流するまちづくりの推進
- 施策 2-6 大学と連携した学園都市の推進

- 施策 3-1 誰もが元気で健やかに暮らすまちづくりの推進
- 施策 3-2 安心して生み育てることができるまちづくりの推進
- 施策 3-3 生きがいを持って高齢期を過ごす長寿のまちづくりの推進
- 施策 3-4 誰もが自立を目指せる環境の整備
- 施策 3-5 身近な支え合いのあるまちづくりの推進
- 施策 3-6 適切な医療を受けられる環境の整備
- 施策 3-7 社会保障制度の安定運営

- 施策 4-1 快適で住みよい住環境づくりの推進
- 施策 4-2 秩序ある土地利用と景観形成の推進
- 施策 4-3 利便性の高い道路・交通網の整備
- 施策 4-4 安全な水の供給と水環境の保全の推進
- 施策 4-5 様々な情報とつながる環境づくりの推進
- 施策 4-6 環境にやさしいまちづくりの推進

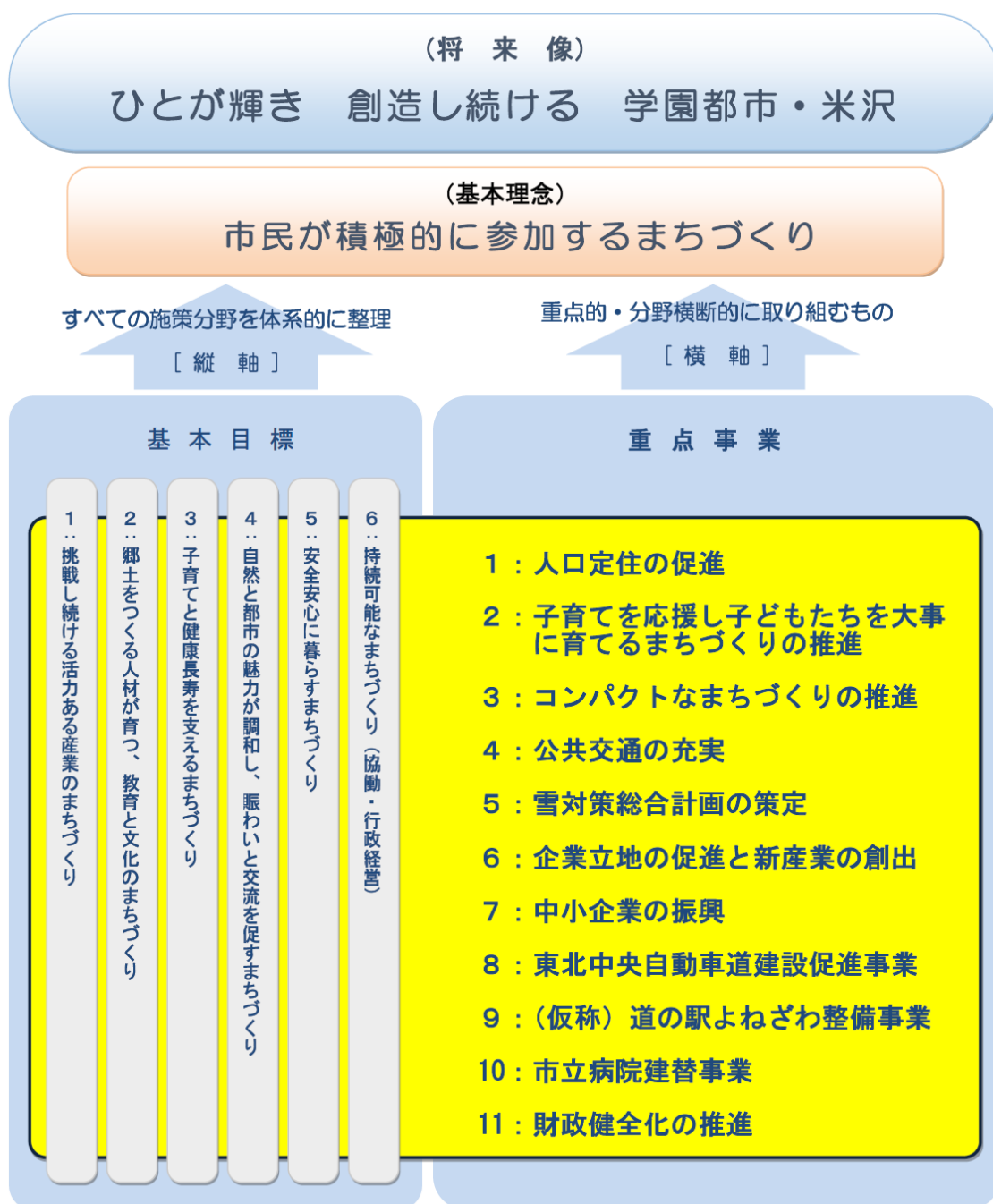
- 施策 5-1 いざというときに備えるまちづくりの推進
- 施策 5-2 普段から安全を心がけるまちづくりの推進
- 施策 5-3 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進

- 施策 6-1 とともに協力し合い、行動するまちづくりの推進
- 施策 6-2 男女共同参画の推進
- 施策 6-3 健全な行政経営の推進
- 施策 6-4 他自治体との広域連携の強化

前期重点事業

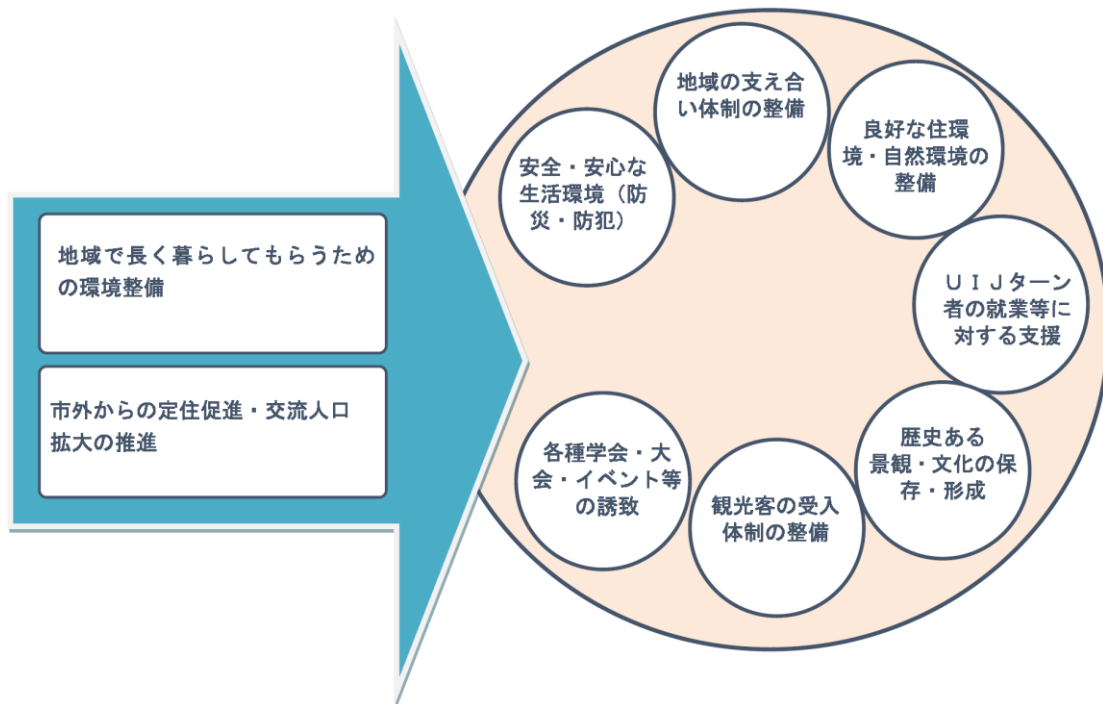
前期重点事業は、国、地方ともに人口減少が進展し、「地方創生」の必要性が高まる中で本市が将来にわたり持続的に発展を続けていくため、学園都市を形成しているという本市の特徴を活かす等して、前期5年間で特に重点的に取り組む事業です。

基本計画に掲げるもののうち、重点的・分野横断的に取り組むべき次の11の事業を推進することで、産業の活性化、若者の定着向上などを図るとともに、緊急性の高い課題へ対応し、将来像の実現を目指していくものです。



1 : 人口定住の促進

- 人口の減少は、市民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や市の財政基盤へも大きな影響を及ぼすことから、地域で長く暮らしてもらうための環境整備を進めるとともに、市外からの定住促進を図るため、U I J ターン者への就業等に対する支援の強化を図ります。合わせて人口規模による経済波及効果を獲得するために各種学会・大会・イベント等の誘致を促進するなど、交流人口の拡大を推進します。



2：子育てを応援し子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進

- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、若者が安心して子どもを産み育てられるようにするとともに、地域の中で子どもたちが郷土への愛着を持つことができるよう切れ目ない支援を展開します。

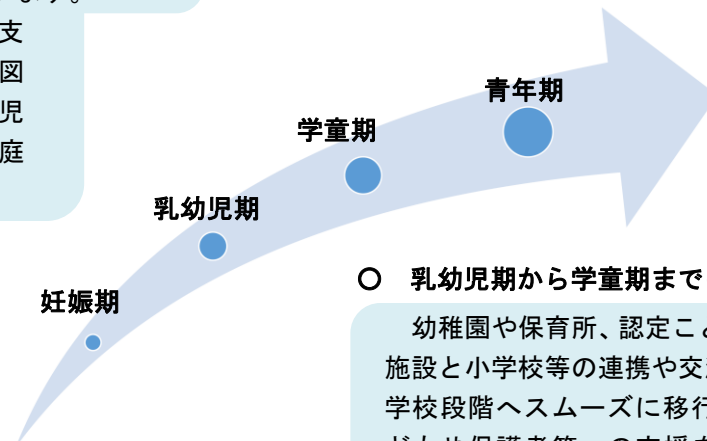
○ 妊娠期から乳幼児期までにおける支援

医療機関等と連携し、妊娠期から出産まで切れ目のない支援を実施します。引続き出産後は、乳児家庭全戸訪問等を通して母親に対する適切な支援を行います。

親子が集える地域子育て支援センターの機能の充実を図り、子育て情報の提供や育児相談に応じるなど子育て家庭への支援を行います。

○ 学童期から青年期までにおける支援

子どもたちが郷土への愛着を持ち、豊かな心を育むことができるよう、学校教育と社会教育の連携・充実を図ります。また、不登校やいじめ等の未然防止を図るとともに、学校不適應の子どもたちへの一貫した支援と青少年の非行防止のための取組を推進します。



○ 結婚に対する支援

将来親となり子どもを生み育てていく人を増やすため、結婚支援イベント等の出逢いの機会づくり事業を推進します。

(子ども成長全過程を通して)

○ 子育て中の親が安心して働ける環境の整備

就労などで保育を必要とする子どものために、子どものための教育・保育の環境整備や放課後における安全な居場所の環境整備を推進します。保育所における病児保育を実施するなど、働く保護者の子育て支援を行うとともに、育児中や子育て後の再就職についての支援を行います。また、事業所内保育所の設置等企業における子育てしやすい環境整備を促進するための啓発活動を推進します。

○ 乳幼児期から学童期までにおける支援

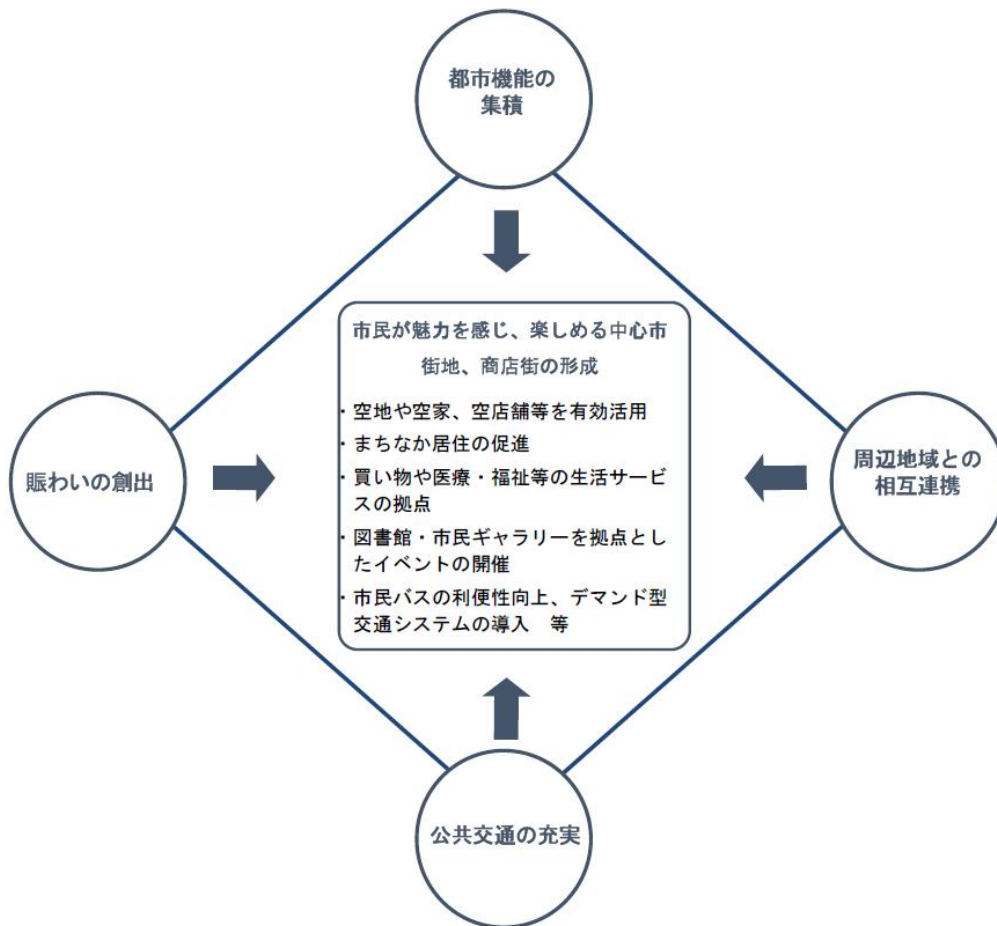
幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、小学校段階へスムーズに移行できるよう子どもや保護者等への支援を行います。また、地域、医療機関、学校等との連携を強化し児童虐待を防止するとともに、虐待を受けた子どもへのケアや再発防止に向けて保護者等への支援を強化します。

3 : コンパクトなまちづくりの推進

- 市民が魅力を感じ、楽しめる中心市街地、商店街等を形成し、賑わいを創出するため、市街地の空地や空家、空店舗等を有効活用し、まちなか居住を促進するなど、買い物や医療・福祉等の生活サービスを集めた中心市街地を核とした密度の濃いコンパクトなまちづくりを推進するとともに、周辺地域との相互連携を促進します。また、新文化複合施設（図書館・市民ギャラリー）を拠点として、商店街との連携や多様なイベント等により、中心市街地の賑わいを創出します。

4 : 公共交通の充実

- 市民の身近な交通手段の確保を図るため、市民バスの利便性向上を推進し、公共交通機関の充実を図るとともに、デマンド型交通システムの導入を推進します。



5：雪対策総合計画の策定

- 豪雪による雪害を防止する克雪対策の一層の充実と親雪・利雪対策の多様な展開による総合的な雪対策の指針となる雪対策総合計画を策定します。

6：企業立地の促進と新産業の創出

- 東北中央自動車道の開通を新たなセールスポイントとして米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアへの企業立地を促進します。また、山形大学工学部等と連携を図り、サイエンスパーク構想の実現に向けた取組や大学の研究シーズの事業化等の新産業創出に向けた取組を推進します。

7：中小企業の振興

- 地域の経済と雇用を支える市内企業の大多数を占める中小企業の成長と発展を図るため、(仮称)米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、関係団体等と連携・協力しながら中小企業者の経営基盤の強化、経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を促進します。

8：東北中央自動車道建設促進事業

- 東北中央自動車道は、沿線地域の開発を促進し、観光、工業、農業等の分野における交流・連携による地域経済の活性化、雇用の創出、周辺道路の渋滞緩和等を実現するばかりでなく、保健医療ネットワークや防災体制の強化等を推進していく上でも極めて重要な路線であることから、東北中央自動車道福島～米沢～米沢北間の建設促進と(仮称)米沢中央インターチェンジの整備促進のための取組を推進します。

9：(仮称)道の駅よねざわ整備事業

- 東北中央自動車道の開通に合わせて、本市を含む置賜の魅力を全国に発信し、本地域の活性化を図るため、(仮称)米沢中央インターチェンジに隣接した場所に山形県・置賜地域の玄関口として、新たな地域の魅力を創造し、その魅力を発信する拠点施設「(仮称)道の駅よねざわ」の整備を推進します。

10：市立病院建替事業

- 置賜保健医療圏域の中核病院としての役割を果たすため、老朽化の進む病院施設の建替事業及び医療機器の整備を推進します。また、患者の診療ニーズに対応した診療科の設置を推進します。

11：財政健全化の推進

- 多様化する市民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するため、市税等の収納率向上や受益者負担の適正化を図るとともに、広告収入の拡充やふるさと応援寄附金制度の有効活用による自主財源の確保を推進します。また、必要な事業を厳選するとともに、事務事業の効率化等により行政コスト全体の縮減を推進します。特に公共施設等については、更新コスト等の低減を図るため、総合的かつ計画的な管理を推進します。

第1章 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり

施策1-1 活力ある商工業の振興

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市の経済力の源である商工業は、人口減少等に伴う国内市場の消費低迷や経済のグローバル化等の影響を受けて依然として厳しい状況にあります。
- 工業においては、製造品出荷額等は県内では最も高く、東北でも有数の産業集積地となり、ものづくりのまちを形成していますが、付加価値率は県内の平均と比べて低い状況にあります。商業を取り巻く環境は、消費者の価値観の多様化、商業施設の郊外進出・大型化、インターネット販売の急速な進展等により、大きく変化しているほか、地域の経済と雇用を支える市内企業の大多数を占める中小企業の事業所数及び従業員数が減少しています。
- 今後、本市の商工業を振興していくためには、大学の研究内容や地元企業の技術等を活かした内発型産業の創出や、インターネット販売分野への事業展開、消費者ニーズに対応した商品やサービスの提供を図るとともに、中小企業の成長と発展が図られるよう地域内経済循環の促進等により経済活力を高め、後継者育成を始めとする企業活動の支援を行い、地域に根差した企業を増やすなどの支援を強化していく必要があります。
- また、新たな企業の進出は、地域経済活性化策の一つとして大変有効な手段であることから、本市の強みを活かした企業立地を促進するとともに、創業（起業）に必要な融資や経営相談等を総合的に行う支援体制を構築する必要があります。

図表 工業に係る推移

	H20	H21	H22	H23	H24
事業所数	533 事業所	498 事業所	473 事業所	468 事業所	468 事業所
従業者数	14,339 人	13,553 人	13,301 人	12,474 人	11,633 人
製造品出荷額等	8,370 億円	6,530 億円	8,217 億円	8,090 億円	5,370 億円
付加価値額	1,557 億円	859 億円	1,174 億円	1,142 億円	989 億円
付加価値率	20.0%	14.0%	15.0%	14.7%	19.6%

【工業統計調査】

※ 「事業所数」、「従業員数」、「製造品出荷額等」は全事業所、「付加価値額」及び「付加価値率」は従業員30人以上の事業所によるもの

図表 商業に係る推移

	H11	H14	H16	H19	H24
商店数（小売業）	1,216 店	1,144 店	1,117 店	1,016 店	910 店
商店数（卸売業）	334 店	301 店	300 店	268 店	266 店
従業員数（小売業）	6,759 人	6,640 人	6,943 人	6,452 人	5,808 人
従業者数（卸売業）	2,446 人	2,153 人	2,163 人	2,033 人	1,786 人
年間商品販売額（小売業）	1,179 億円	1,123 億円	1,094 億円	1,094 億円	929 億円
年間商品販売額（卸売業）	1,165 億円	996 億円	981 億円	888 億円	637 億円

【商業統計調査・経済センサス活動調査】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 地域ブランドの強化や新産業の創出、企業立地の促進等により活力ある商工業のまちを目指します。

経営基盤の強化に向けた支援や人材育成、商工団体との連携強化により、既存商工業の経営の安定及び域内における経済循環の向上を図り、地域ブランドの強化を促進します。また、企業立地を促進し、産学官の連携等による新産業の創出や新たな市場開拓の支援・販路開拓に取り組んでいきます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-1-1 既存商工業の経営支援（中小企業の振興）

担当課：商工課

- （仮称）米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、関係団体等と連携・協力しながら中小企業者の経営基盤の強化、経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を促進します。
- 後継者育成支援事業等の企業活動支援施策の充実を推進します。
- 市内中小企業者が提供する製品等の利用を図るなど、地域の経済循環を促進します。
- 意欲ある経営者の育成を行い、既存商工業の経営支援を行います。
- 地域の商工団体や関係機関との連携強化を促進します。

1-1-2 地域特性を活かした工業の振興

担当課：商工課

- 有機エレクトロニクス産業等、次世代の成長産業への支援体制を強化します。
- 有機エレクトロニクス関連の最先端技術の更なる躍進のため、海外の先進都市や企業と連携を強化し、事業展開を促進します。
- 山形大学工学部等の研究開発力やネットワークを活用し、新たな技術開発を促進します。

1-1-3 賑わいのある商業の振興

担当課：商工課

- 経営基盤の強化を図るため、経営指導体制の強化や金融支援制度の充実と合わせて、個店の魅力を最大限に発揮し、何度も訪れたいくなるような店づくりを支援します。
- 商店街組織と民間事業者の連携等により地域のコミュニティ機能を持つ商店街の形成を促進します。

1-1-4 地域ブランドの強化

担当課：商工課

- 地場産業や伝統工芸品のブランド力向上とともに、異業種間の連携による新たな商品開発を支援します。
- 繊維産業等の技術開発や製品開発の推進と、地域のものづくり文化や地域資源を活用した新製品等の開発を積極的に進め、本市独自の製品づくりを促進します。

1-1-5 企業立地の促進と新産業の創出

担当課：商工課

- 米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアに新たな企業の立地を促進します。
- 米沢オフィス・アルカディアの西側を研究開発拠点として位置づけ、山形大学工学部等と連携を図り、サイエンスパーク構想の実現に向けた取組を推進します。
- 大学の研究成果の事業化等による新産業創出に向けた取組を促進します。

1-1-6 新たな市場開拓の支援と販路拡大の促進

担当課：商工課

- 国内にとどまらず、海外を視野に入れた市場開拓を行い、地場製品の販路拡大を促進します。
- インターネット等の情報等の通信を活用したPRシステムの構築のほか、買物支援や民間小売店舗等と協働した家事援助、配食、食材配達等生活支援サービスも確立します。

1-1-7 創業（起業）の促進

担当課：商工課

- 「米沢市創業相談窓口」を継続して設置し、創業検討段階から創業後のフォローアップまでの創業に対する総合支援体制を充実させます。
- 米沢産業育成事業等の推進により、将来本市の産業を支える人材の育成を支援します。

■主な事業 商業振興事業、中小企業活性化事業、有機エレクトロニクス研究支援事業、米沢産業育成事業、繊維産業振興事業、米沢オフィス・アルカディア企業立地事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(市民) 地元商店の製品購入を心がけましょう。
- ・(市民) 最先端のものづくり技術や伝統産業を学びましょう。
- ・(事業者) 多様な消費者ニーズに対応した製品等の提供に努めましょう。

- ・（事業者）大学等の技術を活用し、新たな産業分野への進出に取り組みましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	付加価値額※ ₁	H24	989 億円	1,070 億円	商工課
2	山形大学の市内企業との共同・受託研究数	H26	28 社	42 社	商工課
3	米沢八幡原中核工業団地利用率※ ₂	H26	90.9%	91.8%	商工課
4	米沢オフィス・アルカディア利用率※ ₂	H26	43.9%	56.6%	商工課

※₁付加価値額は従業者 30 人以上の事業所によるもの

※₂利用率とは、利用面積／総面積で算出される面積ベースでの利用割合のこと

施策 1-2 自然と文化、歴史を活かす観光の振興

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

- 本市は、歴史的な名所・旧跡・文化財等が数多く残り、古くから歴史と文化のまちとして親しまれています。観光名所としては、上杉神社をはじめ、上杉家廟所等が広く知られています。特に上杉神社を含む松が岬公園周辺には、毎年多くの観光客が訪れており、県内有数の観光地となっています。
- 今後、本市の観光振興を図るためには、旅行者のライフステージや趣味に合わせた体験型観光やまち歩き観光等、滞在時間を長くする取組や市民との交流により、観光客がまた来たいと思うような魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。また、年間を通した観光誘客促進のため、米沢そのものの魅力や、季節ごとの魅力を高め、市内外に情報を発信していくことも重要です。
- 東北中央自動車道福島～米沢北間の開通や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等により、本市を訪れる国内外からの観光客が増加すると見込まれることから、交流人口の拡大やおもてなしの心の醸成へ向け、更なるソフト・ハード両面からの多角的な取組が求められています。

図表 観光に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
観光入込客数	4,955,012人	3,213,630人	2,641,673人	2,589,637人	2,531,037人

■ ■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■ ■

- 本市の多彩な観光資源の魅力を発信し続けることで、より選ばれる観光地米沢として国内外から多くの観光客が訪れるとともに、来訪者が満足できるおもてなしが充実したまちを目指します。

観光推進体制の整備を図るとともに、地域資源を活用した取組を推進します。また、より多くの観光客が訪れるよう誘客宣伝活動を推進するとともに、観光基盤の整備を促進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-2-1 観光推進体制の整備

担当課：観光課

- 市内の観光関連団体等の組織強化と連携強化を推進します。
- 観光ガイドの充実を図るため、観光客に対するおもてなしの心の向上のための啓発活動を推進します。

1-2-2 地域資源等を活用した観光基盤の整備

担当課：商工課、観光課、農林課、土木課、都市計画課、文化課

- 本市独自の歴史と文化を活用し、城下町らしい景観整備を推進するとともに、米沢四季のまつりや地域の伝統祭りの活性化を図ります。
- 豊かな自然、伝統的な食文化、豊富な温泉資源等を活用した体験型観光及び施設の整備を推進します。
- 山形県・置賜地域の玄関口となる「(仮称)道の駅よねざわ」を整備します。
- 国内外からの様々な観光客を受け入れられるよう、多言語表記の案内看板の設置や観光施設の環境整備を推進します。

1-2-3 誘客宣伝活動の推進

担当課：観光課

- 多くの観光客に本市を訪れていただくため、国内各地での誘客イベントや、おもしろいな観光大使による誘客PRを継続していくとともに、ホームページやソーシャルネットワーク等を活用した情報発信や誘客宣伝活動を推進します。
- 旅行業者等と連携し、魅力ある旅行商品の開発を推進します。

■ 主な事業 (仮称)道の駅よねざわ整備事業、インバウンド事業、滞在型観光促進事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (市民) 米沢の魅力である歴史と文化を学び、米沢の魅力を発信しましょう。
- ・ (市民・事業者) おもしろいな心でおもてなしをしましょう。

■ ■ 目指す目標値 (活動指標・成果指標) ■ ■

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	観光入込客数	H26	2,400,000 人	2,600,000 人	観光課
2	温泉地(宿泊・日帰り)入込数	H26	130,000 人	140,000 人	観光課
3	外国人観光客受入数(置賜地区)	H26	4,300 人	13,000 人	観光課

施策 1-3 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市の農林業は、高齢化や後継者不足による労働力の減少、さらには遊休農地の増加による生産高の減少が進行しています。
- 農業においては、国際、産地間競争等により作物の価格低迷が進んでいるほか、消費者の食の安全に対する意識が高まっています。
- 畜産業においては、高齢化等による戸数減少、配合飼料価格の高騰、肥育素牛及び乳用牛価格の高騰等経営環境は依然厳しく、生産意欲のある経営体への効果的な支援を継続していく必要があります。
- 林業においては、木材価格の低迷等により経営が厳しい状況にあり、このことから間伐・保育等が適正に実施されていない森林の増加、森林病虫害の被害等による森林の荒廃が進んでいます。
- このため、農林業の多様な担い手の確保に取り組むとともに、恵まれた自然環境を活かし、消費者や時代のニーズに合った安全で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう生産基盤の強化、付加価値の高い農畜産物の生産等の取組を進め、安定した農業所得を確保する必要があります。また、公共施設をはじめとして地元産材の積極的な利用を進めるとともに、木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図るなど、間伐材等の資源利用を促進する必要があります。
- さらに、豊かな自然は本市の大切な資源であるため、森林の持つ水源涵養機能や、大気の浄化、土砂の流出防止等の公益的機能を維持するための保全に取り組み、良好な自然環境を守っていくことが求められています。

図表 農業に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
認定農業者数	251 人	249 人	248 人	248 人	258 人

	H2	H7	H12	H17	H22
農家数	3,087 戸	2,715 戸	2,316 戸	2,003 戸	1,806 戸

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 多様な担い手が育成・確保されて農林業基盤が安定し、食の安全や地産地消等、本市の魅力が発信され活気に満ちたまちを目指します。

付加価値の高い多様な農業の振興を図るため、農業経営の効率化や生産基盤・流通体制を整備し、安全で良質な農畜産物の供給に努め、農業経営の安定化を促進します。さらに、都市部と農村の交流を推進することで本市の更なる魅力発信を促進します。また、森林資源の利用・保全を進め、森林の維持管理に努めるとともに、農林業の担

い手を育成・支援します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-3-1 多様な農林業の担い手の育成・支援

担当課：農林課

- 地域農業の中心となる意欲ある認定農業者、農業法人、集落営農組織等を育成、支援します。
- 新規就農者、高齢者、兼業農家等の地域で活躍する多様な担い手を育成、支援します。
- 外部からの農林業の担い手を確保するための仕組みづくりを推進します。

1-3-2 安全で良質な付加価値の高い農畜産物の生産

担当課：農林課

- 環境保全型農業の推進、防疫体制の強化等により安全で信頼される農畜産物を供給し、米沢産農畜産物のブランド化を推進します。
- 「つや姫」等の付加価値の高い米や消費者ニーズの高い園芸作物づくりを推進します。
- 飼料自給の向上、生産基盤を充実させるなどして米沢牛をはじめとする畜産物のブランド力を向上させます。
- うこぎ、雪菜等の地域伝統野菜の伝承と販路拡大を進めるとともに、新たな地域特産農産物の生産拡大を支援します。

1-3-3 農業経営の効率化、生産基盤・流通体制の整備

担当課：農林課、農業委員会

- 人・農地プランの策定と見直しを行い、意欲ある農業者への農地集積・集約化を図り、農業経営の効率化や生産基盤の強化を促進します。
- ほ場、農道、農業用排水路等の農業関連施設の整備を推進します。
- 流通業者や小売業者との連携による販路拡大、インターネットの活用や直売所の設置等による産地直送販売の促進、食育、地産地消の推進等により、多様な流通経路の確保を推進します。
- 地域特産農産物等を活用し、地域の総合力を発揮した6次産業化を推進します。
- 青果物地方卸売市場のあり方について検討します。

1-3-4 都市と農村の交流

担当課：観光課、農林課

- 都市と農山村の交流拡大を図るため、自然を活かした田んぼアートや教育旅行等のグリーンツーリズムを推進します。
- 市民が気軽に利用できる市民農園の整備を推進します。
- 首都圏のアンテナショップ等を活用して交流・誘客のための情報発信を積極的に行います。

1-3-5 森林資源の利用・保全

担当課：農林課、建築住宅課

- 良質材の生産や森林の公益的な機能の維持増進を図るため、間伐等の適正な森林整備を推進します。
- 地域の森林資源の利用による林業・木材産業の活性化を図るため、公共建築物等への地産木材の利用拡大と木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。
- 緑とのふれあいを通じた環境保全の心を育むため、学校や地域と連携して森林体験学習を推進します。
- 林道等の林業基盤の整備を推進します。

■主な事業 農業生産基盤整備事業、担い手・農地総合対策推進事業、田んぼアート米づくり体験事業、新規就農者支援事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) 地元の小売店や地域の朝市、直販を利用し、地元の農畜産物の購入に努めましょう。
- ・(市民) 地元の農畜産物の良さと安全性を多くの人に伝えましょう。
- ・(農業者) 安全で良質な農畜産物を生産しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	ほ場整備事業等実施総面積.	H26	3,358 ha	3,389 ha	農林課
2	認定農業者数.(経営体数)	H26	275	350	農林課
3	地元産材を利用した公共施設数.	H26	10 件	26 件	農林課 建築住宅課
4	年ごとの新規就農者数	H26	5 人	7 人	農林課

施策 1-4 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 市内の雇用情勢は、平成 20 年のリーマンショックにより、有効求人倍率は悪化しましたが、その後は国の雇用対策や景気の持ち直しにより、回復傾向にあり、現在ではリーマンショック前の水準となっています。しかしながら、非正規雇用者比率が上昇していること等から、依然求職と求人のミスマッチが生じています。
- 雇用形態の多様化に伴う非正規雇用の増加は、将来への不安の高まりとともに、未婚化や晩婚化の一因にもなることから、雇用による市民所得の安定・向上を図るため雇用環境の向上や産業全般にわたる多様な雇用の場、職種の確保が求められています。
- こうした状況の中で、雇用を安定させ持続的な経済成長を実現するためには、女性や若者の力が不可欠であり、また、多様な生き方や働き方を実現していくためにも、高齢者、障がい者等が社会で活躍できるための取組の強化が必要です。
- さらに、誰もが安心して働ける環境をつくるため、多様なニーズに対応した就業機会の拡充や労働環境の整備を図る必要があります。

図表 雇用に係る推移

	H22	H23	H24	H25	H26
有効求人倍率※	0.48 倍	0.60 倍	0.72 倍	0.91 倍	1.06 倍
月間有効求職者数	3,949 人	4,014 人	3,527 人	3,172 人	2,710 人

※ハローワーク米沢管内各年度平均

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 雇用環境が安定し、若者や女性、障がい者、高齢者等誰もが働きやすいまちを目指します。

新たな産業の創出や企業立地を推進することで就業機会の拡充を図るとともに、高等教育機関との連携等により、職業能力の向上を促し、誰もが安心して働ける環境づくりを目指します。また、誰もが働きやすい良好な労働環境を整備するため、労働者福祉の向上を図ります。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-4-1 多様な職業の創出と就業の場の拡充

担当課：総合政策課、社会福祉課、
高齢福祉課、商工課

- 新たな産業の創出や起業家の育成を図るとともに、企業立地を促進し、多様な職業、就業の場が選択できる環境づくりを推進します。
- 女性や若者、高齢者等の就業機会を拡充するため、関係機関との連携強化や啓発活動を推進します。
- 障がい者雇用の拡大を図るため、相談支援体制を強化し、障がいに合わせた就労支援を推進します。
- 企業や教育機関と連携を強化し、新規学卒者の地元就職を促進します。
- U I J ターン者への支援を強化することにより、就業人口の拡充を促進します。

1-4-2 職業能力の向上

担当課：商工課、学校教育課

- 市民の職業能力向上のために、関係機関と連携し、情報提供の充実を図るとともに、市内の高等教育機関や高等学校等の活用を推進します。
- 産学官が連携して職場体験やインターンシップ等を推進し、働くことへの意識向上を促進します。

1-4-3 労働者福祉の向上

担当課：商工課

- 労働者福祉制度に関する知識の普及を図るとともに、事業所における労働環境向上に向けた啓発活動を推進します。

■ ■ 主な事業 企業誘致推進事業、U I J ターン促進事業、地元企業への就職促進事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (就業者) 自己の職業能力向上に努めましょう。
- ・ (事業者) 育児休業や介護休暇等の取得を推進しましょう。
- ・ (事業者) 技術力向上や経営能力向上のための人材育成に努めましょう。

■ ■ 目指す目標値 (活動指標・成果指標) ■ ■

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	新規高等学校卒業求職者の就職内定率(ハローワーク米沢管内)	H26	100%	100%	商工課
2	新規高等学校卒業求職者の県内事業所への就職率(ハローワーク米沢管内)	H26	75.2%	80.2%	商工課
3	障がい者雇用率(ハローワーク米沢管内)	H26	1.81%	2.0%	商工課

第2章 郷土を創る人材が育つ、

教育と文化のまちづくり

施策2-1 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- グローバル化や高度情報社会等の進展により、絶えず新しい知識や情報が発信される環境の中、市民の学習ニーズは多様化しています。また、生涯にわたり生きがいのあるライフプランづくり等、心の豊かさや自己実現を図る学習環境が求められています。
- 本市では、米沢鷹山大学を市民主体の生涯学習を進める中核と位置づけ、市民が生涯学習についての理解を深め、一人ひとりが自分の関心を持つ分野や課題解決に向けて学習できるよう支援しています。
- 今後とも、様々な学習機会を通じて生きがいを持った感性豊かな活力ある市民を育てる環境づくりを進める必要があります。さらに、様々な年代が学べるよう学習機会の充実を図るほか、社会教育活動の拠点となる各地区のコミュニティセンター等を誰もが利用しやすい施設とするための環境整備が必要です。
- また、学園都市の特徴を活かし、高等教育機関と連携した生涯学習体制を構築することで、市民の学習意欲を向上させる取組も必要です。
- 市民の学びの拠点となる図書館は、安らぎや潤いの場にもなることから、全ての市民が図書に親しめる環境づくりを推進するとともに、郷土資料を活用した学術研究を進め、博物館と連携して地域文化の情報発信を充実させていく必要があります。

図表 コミュニティセンター及び文化センターの利用者数に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	401,018人	374,903人	348,888人	377,538人	392,523人

図表 生涯学習市民おしよしなカレッジに係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
講座数 /受講者数	80講座 /645人	83講座 /717人	101講座 /769人	133講座 /1,100人	114講座 /760人

図表 図書貸出冊数

	H21	H22	H23	H24	H25
図書貸出冊数	271,562冊	299,318冊	302,121冊	306,667冊	304,766冊

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

○ 生涯にわたり、個々のライフステージに応じ、学ぶことへの意欲や教養を高め、人と人とのつながりを深めながら、生きがいを感じて暮らせるまちを目指します。

市民の生涯学習の中心としてコミュニティセンターや米沢鷹山大学の講座内容の充実を図るとともに、まちづくりへの参加を促進するため生涯学習の環境整備を進めます。また、社会教育活動の拠点となる施設や図書館の活用を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

2-1-1 学習機会の充実 担当課：社会教育・体育課

- 高度化、多様化する学習ニーズに対応した講座等の開催を推進します。
- 学習活動の場や発表の機会の提供とともに、多様な学習ニーズに応える学習相談体制を強化します。
- 米沢鷹山大学等の各種講座の充実を図るとともに、高等教育機関と連携した生涯学習講座の開催等、各種団体や市民のネットワーク形成と交流を促進します。

2-1-2 学習環境の整備 担当課：社会教育・体育課、文化課

- 地域の学習活動拠点となるコミュニティセンターの学習講座等を充実させます。
- 図書館機能を充実させ、誰もが利用しやすい環境を整備するとともに、貴重な古典籍や古文書等の郷土に関わる資料の収集、整理と活用を図り、情報発信機能を強化します。

■ 主な事業 鷹山大学運営事業、生涯学習推進事業、新文化複合施設管理運営事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・ (市民) 生涯学習活動に積極的に参加しましょう。
- ・ (市民) 自分の経験や学習した成果を地域における教育活動に活かしましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	コミュニティセンター及び文化センターの利用者数	H26	382,350人	400,000人	社会教育・体育課
2	市民おしよしなカレッジ参加者の理解度	-	-	80%以上	社会教育・体育課
3	図書貸出冊数	H26	298,087冊	450,000冊	文化課

施策 2-2 子どもたちが健やかに成長する環境づくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 価値観の多様化が進む中、子どもたちの健全育成を図るためには、家庭、学校、地域が密に連携して教育を推進することが求められています。
- 学校教育については、学校の小規模化や子ども同士のかかわりの希薄化等が問題となっているほか、不登校、不適応、問題行動等の原因も複雑化する傾向があります。一人ひとりが自らの資質や能力を活かし、誇りと自信を持って生きていくためには、確かな学力と感性豊かな心を育むことが強く求められています。また、国の様々な教育改革の施策を踏まえ、適正な児童・生徒数や学級数を確保するための取組を推進する必要があります。
- 高等学校教育については、教育内容の充実とともに、地元進学率、就職率を高めるための取組を促進するよう県に働きかける必要があります。専門学校教育については多様な社会ニーズに対応した教育内容の充実を図る必要があります。
- 青少年の健全育成については、情報化の進展による有害情報の氾濫、昼夜を問わないライフスタイルや商業活動等を背景に、青少年を取り巻く環境は複雑化しています。今後とも家庭、学校、地域と行政が連携を強化し、環境浄化を図りながら青少年の健全育成を推進していく必要があります。

図表 児童・生徒数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	4,955 人	4,858 人	4,856 人	4,889 人	4,700 人
中学校	2,612 人	2,592 人	2,612 人	2,514 人	2,463 人

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 子どもたちが楽しく学習し、確かな学力を身につけ、健康な身体をつくとともに、郷土愛が生まれ、夢や目標をもって学ぶまちを目指します。

教育体制づくりを推進するとともに、子どもたちが豊かな心を育むことができるよう、学校教育と社会教育の連携・充実により青少年の健全育成を図ります。さらに、子どもたちが学びやすいよう、教育環境の整備や地域に開かれた学校づくりに努めるほか、高等教育や専門学校教育の充実を促進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-2-1 学校教育の充実

担当課：学校教育課

- いのちを育む大切さ等、豊かな人間形成と人間関係づくりの教育を充実させ、不登校やいじめ等の未然防止を図るとともに、学校不適應の子どもたちへの一貫した支援を推進するため、支援体制の整備や関係機関との連携を図ります。
- 郷土に愛着を感じ、本市の将来を担う意欲ある人材を確保するため、心の教育の充実を図り、自立心やチャレンジ精神の育成を推進します。
- 学校評価の充実等、地域へ開かれたより良い学校づくりを進め、地域と一体となった学校づくりを推進します。

2-2-2 教育環境の充実

担当課：教育総務課、学校教育課

- 施設の老朽化に伴う改修を計画的に進め、子どもたちが過ごしやすい環境づくりに努めるとともに、省エネルギー化等の環境に配慮した施設整備を推進します。
- 給食の衛生管理徹底と衛生対策の充実を図るほか、学校給食の地産地消を推進します。
- 高等教育機関と連携し、子どもたちへの学習講座を推進することで、地元大学の分野に興味を抱ききっかけづくりを促進します。
- 国の様々な教育改革の施策を踏まえ、市立学校適正規模・適正配置等基本計画を推進します。
- 安全教育の充実を図るとともに、子どもたちが安全・安心に過ごせるよう、地域との連携を推進します。

2-2-3 高等学校・専門学校教育の充実

担当課：総合政策課、学校教育課

- 個性ある魅力的な高等学校教育の推進と私立高等学校に対する助成拡充を県に要請するとともに、多様なニーズに対応した専門学校教育の充実を促進します。
- 高等教育機関の出前講座等を活用し地元大学への興味を持ってもらうなど、高等学校と大学の連携をさらに推進し、地元大学への進学率の向上を促進します。

2-2-4 青少年の健全育成

担当課：社会教育・体育課

- 家庭・学校・地域との連携強化を図り、子どもを地域で見守り育てる環境をつくることで、青少年の非行防止に努めるとともに、大人が子どもの手本となるモラル・マナーアップ活動や時代に即応した情報教育を進め、環境の浄化を図りながら、青少年健全育成を推進します。

■ 主な事業 小中学校施設整備事業、市立学校適正規模・適正配置等基本計画の推進

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(児童生徒) いのちの大切さを理解し、優しさや思いやりをもって人と接しましょう。
- ・(市民・地域) 学校と連携し、学校運営を支援しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	学校給食における置賜産農産物の使用割合(野菜)	H25	30.6%	35.0%	学校教育課
2	学校給食における置賜産農産物の使用割合(果物)	H25	21.0%	30.0%	学校教育課

施策2-3 誰もがスポーツに親しめる環境づくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 市民の健康志向の高まりと競技力向上の意欲を背景に、子どもから高齢者までの幅広い年代において多様なスポーツを楽しむ人々が増加していることから、より多くの市民が生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるよう、市民意識の向上を図り、スポーツ活動参加への機会づくりに努める必要があります。
- スポーツに参加するだけでなく、観る・支える機会を増やすことで、市民のスポーツ活動に対する関心を高めることも必要です。
- 本市においては、これまで、多目的屋内運動場、人工芝サッカーフィールド等のスポーツ施設の整備を行ってきましたが、今後も安全な施設の確保と計画的な施設の整備が必要です。
- 競技スポーツにおいて、東北大会や全国大会等に出場する選手を輩出するなど一定の成果を挙げていますが、今後の活躍においては、さらなる競技力向上が必要です。

図表 スポーツに係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
体育施設利用状況	290,438人	290,462人	260,215人	325,276人	374,062人
スポーツ少年団登録数	62団体	63団体	64団体	69団体	65団体
スポーツ教室参加者数	183人	193人	149人	144人	160人
総合型スポーツクラブ数	3クラブ	3クラブ	3クラブ	4クラブ	4クラブ

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 市民が生涯にわたって目的に応じたスポーツに親しむことができるまちを目指します。

生涯にわたって市民の健康を維持・向上させるためのスポーツや、観る・支える多様なスポーツ活動を推進するとともに、競技力向上のための指導体制を充実させます。また、安全かつ適切なスポーツ環境を提供できるよう、計画的なスポーツ施設の整備を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-3-1 生涯スポーツ活動の推進

担当課：社会教育・体育課

- 市民の興味や関心、適性等に応じて日常的にスポーツ活動に参加できる環境づくりに取り組み、学校、地域、団体と連携して「1市民1スポーツ」を推進します。

- プロスポーツ等の観戦による「観る」機会及び各種スポーツ活動に係わる「支える」機会の提供を推進します。

2-3-2 スポーツ団体の育成

担当課：社会教育・体育課

- 総合型地域スポーツクラブの組織化を支援するとともに、既存クラブ相互の連携を促進します。
- 市民が自分に合った総合型地域スポーツクラブを選択しスポーツ活動に参加できる情報の提供を行い、クラブ加入者の増加を促進します。
- 米沢市体育協会と連携し、スポーツ少年団や各種スポーツ団体の情報を発信し加入者の拡充を行い、青少年の健全育成や市民の健康増進を促進します。

2-3-3 競技力向上の推進

担当課：社会教育・体育課

- 米沢市体育協会と連携し、競技団体による選手の強化事業を促進します。
- 米沢市体育協会を中心とした、ジュニア期から一貫した指導理念に基づく育成システムの構築を促進します。
- 大学運動部等の合宿を本市へ誘致し、児童・生徒等とのスポーツ交流を図り、競技力向上を推進します。

2-3-4 スポーツ環境の整備

担当課：社会教育・体育課

- より良いスポーツ環境を提供するため、安全に配慮した施設管理と、利用者が安心してスポーツ活動が行える施設の計画的な整備を推進します。

■主な事業 生涯スポーツ推進事業、スポーツ指導者育成事業、体育施設整備事業

■市民・地域・事業者等に期待する役割

- ・(市民) それぞれの目的や目標に応じたスポーツ活動をしましょう。
- ・(事業者) 企業スポーツ活動を推進するとともに、所有スポーツ施設を開放しましょう。

■目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	スポーツ教室参加者数	H26	164人	200人	社会教育・体育課
2	総合型地域スポーツクラブ数	H26	4クラブ	5クラブ	社会教育・体育課

施策 2-4 郷土の歴史を継承し、芸術文化を創造するまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市には新文化複合施設（図書館・市民ギャラリー）をはじめ、伝国の杜（置賜文化ホール・米沢市上杉博物館）や市民文化会館、座の文化伝承館等の文化施設があり、本市のみならず置賜地域の芸術文化の拠点として活用されています。
- 本市には米沢市芸術文化協会を中心とした市民の自主的な芸術文化活動が浸透しており、今後とも情報の共有化や連携を一層強化し、活動の更なる活性化を図っていく必要があります。また、市民がより豊かな人生を送るための活力源となるよう、様々な文化活動の場を提供していくとともに、多くの市民が芸術文化を身近に感じられる環境づくりを行う必要があります。
- 本市には、上杉家ゆかりの貴重な国宝等の文化財や国指定の史跡をはじめ、獅子踊りや草木塔といった独自の伝統文化が数多く存在しています。これら文化財の適切な保存管理と継承、活用を図ることで地域の活性化につなげていくことが必要です。

図表 文化振興に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
文化施設利用件数	1,612件	1,561件	1,710件	1,605件	1,667件

※文化施設：置賜文化ホール、市民文化会館、座の文化伝承館、市民ギャラリー

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 受け継がれてきた歴史や文化を保存・継承し、誰もが誇りを持ち、心豊かで活力ある文化のまちを目指します。

市民の豊かな心を育めるよう芸術文化の振興を図るとともに、本市の重要な文化財を適正に保護・保存し、有効に活用することで交流人口の増加等を図り、本市の活性化を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-4-1 芸術文化の振興

担当課：文化課

- 置賜文化ホールや市民ギャラリー、市民文化会館等における自主事業を充実し、市民が優れた芸術文化に触れる機会を設けるとともに、芸術文化に取り組む人材の育成を図るため、市民の文化活動への支援等により自主的な芸術文化活動を促進します。
- 本市ゆかりの芸術家、作家の作品展や公演等の機会を設けるとともに、地域の伝統

芸能や伝統文化の継承を支援するほか、芸術文化関係の情報収集と提供を推進します。

2-4-2 文化財の保護、保存と活用

担当課：観光課、文化課

- 文化財等の保護活動を支援するとともに、学校や地域と連携し、子どもや地区住民が地域の伝統芸能や史跡等を学習する機会を設け、文化財への理解と文化財を身近に感じられる環境を整備します。
- 本市所有の貴重な文化財を適切に保存管理するとともに、指定文化財等の適正な保護を推進します。
- 文化財を観光資源として活用することで地域の活性化を促進します。
- 史跡や遺跡をはじめとする様々な歴史的資産の保存と活用を図るとともに、館山城跡の国史跡指定と、史跡公園に向けた整備を推進します。

■主な事業 市民芸術文化活動促進事業、指定文化財保存修理事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(市民) 様々な芸術文化に親しみ、芸術文化活動に参加しましょう。
- ・(市民) 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、保存継承に努めましょう。
- ・(事業者) 市民や従業員の芸術文化活動を理解し、協力しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	文化施設利用件数	H26	1,533 件	1,833 件	文化課
2	市民芸術祭への参加団体数	H26	59 団体	61 団体	文化課

施策2-5 多様な文化とつながり、交流するまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市では国内6都市・海外2都市と姉妹都市（友好都市）を締結しており、今後も本市とゆかりのある都市等との交流を市民や市民団体間で深めるほか、イベント等を通じて、多様な地域間の交流を推進することにより、市民の視野を広げ豊かな心を育む必要があります。
- 国際交流の推進や、社会経済のグローバル化が進んだことで、本市においても外国からの留学生をはじめ、様々な国籍の外国人が在住していることから、こうした外国人との交流機会を充実させるとともに公共施設や観光施設の案内表示等の多言語表記を推進し、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。

図表 姉妹都市等

都市名		区分	締結年月日
タウバテ市	ブラジル共和国 サンパウロ州	姉妹都市	昭和49年1月28日
高鍋町	宮崎県	姉妹都市	昭和56年4月27日
モーゼスレイク市	アメリカ合衆国 ワシントン州	姉妹都市	昭和56年5月1日
上越市	新潟県	姉妹都市	昭和56年10月7日
南魚沼市	新潟県	歴史親善友好都市	昭和61年9月1日
沖縄市	沖縄県	姉妹都市	平成6年4月1日
東海市	愛知県	姉妹都市	平成12年10月20日
西尾市	愛知県	友好都市	平成25年12月15日

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 姉妹都市等との間で、活発な相互交流を図るとともに、外国人も暮らしやすいまちを目指します。

姉妹都市等との地域間交流を推進し、本市の魅力や特性を発信することで地域経済を活性化させるとともに、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するなど、国際交流を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

2-5-1 国内交流の推進

担当課：秘書広報課、観光課、農林課、
社会教育・体育課、文化課、学校教育課

- 姉妹都市や友好都市等との交流を通じて、広く本市の文化や魅力を発信するとともに、他地域文化を知ることで市民同士の理解を深めます。
- 交流人口の拡大を図るため、各種学会・大会・イベント等の誘致を促進するとともに、自然等を活用した体験型交流を推進します。

2-5-2 国際交流の推進

担当課：秘書広報課、観光課、土木課、
社会教育・体育課、学校教育課

- 学校教育や地域社会において国際理解教育を推進するとともに、米沢市国際交流協会をはじめ国際交流団体等との連携により外国人とのネットワークを構築するほか、海外派遣研修等により国際化に対応できる人材の育成を推進します。
- 市内案内表示等への多言語表記化を推進するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

■主な事業 都市交流事業、国際理解講座事業、外国語教育充実事業、青少年海外派遣事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) 文化・スポーツのイベントへ積極的に参加し、交流を深めましょう。
- ・(市民) 他地域や他国の人々と主体的に相互交流を行いましょ。
- ・(市民) 他国の文化を学び、異文化を尊重しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	国際理解講座の受講者数	H26	31回 延べ1,100人	37回 延べ1,300人	秘書広報課

施策2-6 大学と連携した学園都市の推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市には、山形大学工学部、米沢栄養大学及び米沢女子短期大学の3つの高等教育機関が立地しており、企業や市民、小中高校等と連携・協働して様々な事業を展開するなど、地域に密着した学術研究機関として本市をはじめとした周辺地域の活性化に大きく貢献しています。
- 今後は、これら高等教育機関を中心とした学園都市が形成されている強みを活かして、地域課題や企業ニーズに対応した研究機関としての高等教育機関の機能充実を図ることと、既成の価値観から発想を転換し、新しい価値を創造できる人材や産業を育成していくことが求められています。
- また、大学と地域との交流や連携を促進するとともに、学生をはじめ、若い世代が住みよいまちづくりを推進し、地元高校生の地元大学への進学率を高めるとともに、卒業する学生の地元定着や若者の地元就職、県外進学者のUターンの割合を高める取組等が求められています。

図表 学園都市に係る推移

	H23	H24	H25	H26	H27
市内大学学生数	3,902人	3,742人	3,596人	3,575人	3,547人

※学生数に山形大学小白川キャンパスで履修する工学部昼間コース・Aコース1年生は含まない。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 大学、企業、市民、地域が互いに連携を図り、新しい価値を創造して成功に導いていくまちを目指します。

魅力あるまちづくりに重要な役割を果たす本市の高等教育機関等を最大限に活用し、地域や企業、小中高校、市民が学び・交流・連携を図ることで、本市の活性化につながる新しい価値の創出を促すとともに、若者が本市で学びたい・住んでみたいと思えるまちづくりを目指します。

また、学生の地域活動への参加を求め、その活力と行動力をまちづくりに活かすことを目指します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-6-1 学生が生活しやすいまちづくりの推進

担当課：総合政策課、環境生活課

- 行政や地域活動等に学生の参画・参加を図り、学生も住みやすい地域づくりを推進します。
- 学生に対する地域情報の発信を充実させます。
- 学生のニーズに対応した利便性の高い公共交通機関等の整備を推進します。

2-6-2 山形大学工学部、米沢栄養大学及び米沢女子短期大学の充実

担当課：総合政策課

- 新しい価値を創造できる人材育成と、地域課題や企業のニーズに対応した研究機関としての機能充実に要請します。

2-6-3 大学との交流や連携の促進

担当課：総合政策課、商工課、社会教育・体育課、学校教育課

- 大学の知識や研究を活用した小中高校教育や市民への公開講座等の取組を促進します。
- 大学での本市の行政概要等の講座を引き続き開講するよう大学へ働きかけるとともに、セカンドホーム事業等を通じて市民と学生との交流を促進します。
- サテライトキャンパスの活用等、市民と学生・企業の交流活性化を推進します。

■ 主な事業 セカンドホーム事業、高等教育機関開放講座委託事業、学園都市推進協議会支援事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (大学・事業者) 大学と企業が連携し、新しい産業を創出しましょう。
- ・ (市民) 大学のイベント等に積極的に協力、参加しましょう。
- ・ (学生) 地域の行事やボランティア活動に積極的に参画・参加しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	セカンドホーム事業累計交流組数	H26	380 組	800 組	総合政策課
2	米沢市民カレッジ受講者数	H26	47 人	80 人	総合政策課

第3章 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

施策3-1 誰もが元気で健やかに暮らすまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市の死因別死亡状況は、平成2年から20年以上悪性新生物（がん等）による死亡者が常に1位であり、これを含め心疾患や脳血管疾患は上位3位までを占めています。これらの原因となる生活習慣病を予防するため、早期発見・早期治療にむけて特定健診やがん検診の受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の高揚を図る必要があります。
- 予防接種は、社会全体の感染を防止し、個人の健康を維持・管理していく上で重要な役割を担っています。今後も、予防接種に関する正しい情報の提供と知識の普及、予防接種を受けやすい体制づくりを進める必要があります。
- 現在、保健・医療・福祉の取組は、それぞれの制度に基づいて実施されていますが、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化等に対応し、できる限り住み慣れた地域や家庭で健康な生活を送ることができるようにするためには、相互に連携し、地域全体で市民の健康をフォローしていく体制をつくる必要があります。

図表 健康に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
特定健診受診率	20.9%	21.8%	27.2%	27.9%	30.1%

【法定報告】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 市民一人ひとりがいきいきと暮らし、食や運動を通じた健康への意識が高い、健康増進のまちを目指します。

市民の健康づくりのため、健康意識の高揚を促進するとともに、特定健診とがん検診の受診率向上を図ります。また、生活習慣病予防と感染症予防を推進し、市民の健康維持を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-1-1 健康意識の高揚

担当課：健康課、農林課、学校教育課

- 食育の推進や健康教室等を充実させ、健康への意識付けを推進します。

- 個人の健康づくりを支援し、健康への意識を高めるとともに、既存の地域組織等との連携を深め、市民の健康づくりを推進します。
- 健診等の必要性について啓発し、受診率向上を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療に努め、市民の健康づくりを推進します。

3-1-2 生活習慣病予防の推進

担当課：健康課、社会教育・体育課

- 食生活改善や健康的な生活習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の重症化を防ぐ対策を推進します。
- 生涯スポーツやレクリエーションの普及を推進するなど、健康維持活動を推進します。

3-1-3 感染症予防の推進

担当課：健康課

- 予防接種の励行及び接種率の向上を目指し、対象者への周知徹底や啓発活動等、感染症予防の体制づくりを推進します。

3-1-4 健康推進体制の整備

担当課：健康課

- 保健師等の個別訪問や健康教室等の地区活動を推進することにより、医療、福祉、介護等の相談体制を強化し、地域での健康推進体制を整備します。
- 米沢栄養大学の健康と栄養に関するシンクタンク機能を活用して効果的な食育の推進、生活習慣病の発症予防と重症化予防等の保健活動を推進します。

■主な事業 食育推進事業、がん検診事業、市民健康づくり運動事業、感染症予防事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(市民) 定期的に健診を受けましょう。
- ・(市民) バランスの良い食事や適度な運動を心がけ健康づくりに努めましょう。

■ ■ 目指す目標値 (活動指標・成果指標) ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	特定健診受診率	H25	30.1%	60.0%	健康課
2	予防接種率(麻疹・風しん)	H25	93.9%	98.0%以上	健康課
3	主要5大がん検診受診率	H26	17.7%~ 29.7%	各50%以上	健康課
4	健康教室受講者数	H25	1,175人	2,000人	健康課

※ 主要5大がんH26検診受診率 胃がん17.7% 大腸がん26.5% 肺がん25.7% 子宮頸がん29.7% 乳がん27.6%

施策 3-2 安心して生み育てることができるまちづくりの推進

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

- 全国的に少子化が進展する中で、本市においても合計特殊出生率が平成 25 年に初めて全国平均を下回り、年間出生数も 600 人程度と年々減少傾向が見られ、少子化が進展しています。
- 社会全体を見ても、社会経済の不安や未婚化、晩婚化といった結婚観の変化や、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域関係の希薄化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 本市では、就学前の子どものための教育・保育サービスの実施や、各種健診、母子保健、予防接種等の保健サービスの実施とともに、福祉医療制度の拡充や病児保育の開始等、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。また、子ども・子育て支援新制度により、認定こども園の普及が図られることから、本市においても移行園に対する支援を充実させるなどの取組が求められています。
- 今後、出生数を増加させるため、子育ては社会にとって重要であるとの認識に立ち、地域で子どもたちを見守り、育てていくという意識づくりや子育ては本来楽しいものであると思える子育て支援制度の充実を図るほか、結婚支援対策を推進すること等により、将来親となり子どもを生み育てていく人を増やしていく必要があります。

図表 子育て環境に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
出生数	661 人	714 人	693 人	651 人	608 人
認可保育所定員数	1,117 人	1,207 人	1,207 人	1,220 人	1,295 人

■ ■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■ ■

- 若者が安心して子どもを産み育てられ、地域の中で子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

子育て中の親が安心して働ける環境の整備を進めるとともに、保育所等の充実や子育て支援体制の強化を図ります。さらに、母子保健の充実と、児童福祉やひとり親への福祉を充実させ、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、これから親になる若者等への支援を充実させます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-2-1 就学前の子どものための教育・保育の環境整備 担当課：こども課

- 子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園への施設型給付費の支給や新たに認可を受け認定こども園となる幼稚園の施設整備に対する支援等を行うほか、認可・認定を受けるための支援を行います。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

3-2-2 子育て家庭に対する支援 担当課：こども課、健康課、社会教育・体育課

- 子育て支援医療給付事業の実施等により、子育て家庭の経済的負担軽減を推進します。
- 子育てと仕事等の両立を会員相互で支えるファミリー・サポート・センターや子育て親子の交流や集いの場を提供する地域子育て支援センターの機能の充実を図るほか、利用者支援員配置の促進を図り、地域における子育てに関する情報提供や相談体制を充実させるとともに、男性の積極的な育児への参加を促進します。
- 母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を強化します。
- ひとり親家庭等医療給付事業、児童扶養手当の支給を行うほか、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を適切に運用します。

3-2-3 放課後における児童の安心・安全な居場所の整備 担当課：こども課、社会教育・体育課

- 放課後児童クラブの施設が適正な保育環境となるための指導・監督を行います。
- 国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の今後のあり方について検討します。

3-2-4 安心して働ける環境の整備 担当課：こども課、商工課

- 仕事と子育ての両立支援ができる職場環境づくりの啓発活動を推進するほか、育児中や子育て後の再就職についての支援を行います。
- 事業所内保育所の設置を促進するなど、企業における子育てしやすい環境の整備に向けた取組を推進します。
- 保育所における病児保育を実施するなど、働く保護者の支援を行います。

3-2-5 子どものすこやかな成長に対する支援 担当課：こども課、健康課、学校教育課

- 乳幼児健診や相談等事業を通し親子関係の形成、親も含めた心身の健康づくりの大切さ等情報提供を行いながら、乳幼児の健やかな発育・発達、育児不安を軽減するための支援を行います。
- 医療機関等と連携を強化し、必要時は妊娠期から支援を行い、妊娠期から出産までの切れ目ない支援を実施します。引き続き出産後は、乳児家庭全戸訪問事業等家庭

訪問を通して母親に対する適切な支援を行います。

- 地域、医療機関、学校等との連携を強化し児童虐待を防止するとともに、虐待を受けた子どもへのケアや再発防止に向けて保護者等への支援を強化します。
- 天候にかかわらず、親子で遊べる屋内施設の整備を検討します。

3-2-6 結婚や出産に結びつく支援

担当課：健康課、社会教育・体育課、
農業委員会

- 結婚支援イベント等の出逢いの機会づくり事業の実施や、特定不妊治療費助成事業等により、結婚や出産に結びつく取組を推進します。

■主な事業 子育て支援医療給付事業、特定不妊治療費助成事業、民間施設整備事業、放課後子ども総合プラン事業、地域子ども・子育て支援事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(市民) 男女が共同して家事や育児の役割を担いましょう。
- ・(市民) 家庭や保護者としての役割と責任を自覚し、子育てを行いましょう。
- ・(市民) 地域の子どもたちに関心を持ち、子どもたちの健全で安全な育成に協力しましょう。
- ・(事業者) 子育てしながら安心して働ける労働環境を整備しましょう。
- ・(事業者) 育児休業制度等育児を支援する制度の周知を図り、利用を促進しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	市内認可保育所入所定員数	H26	1,360人	1,350人	こども課
2	認定こども園への移行施設数/利用定員数	H26	0ヶ所/0人	5ヶ所/822人	こども課
3	保育所の待機児童数 (10月1日現在)	H26	38人	0人	こども課

施策 3-3 生きがいを持って高齢期を過ごす長寿のまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 平成 25 年 10 月 1 日時点における全国の総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合を示す高齢化率は 25.1%となっており、本市における同時点での高齢化率は国の水準を上回る 27.0%となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年に行った推計によると平成 37 年には本市の高齢化率が 32%を超えることが見込まれ、3 人に 1 人が 65 歳以上になることが予想されています。加えて、家族構成の変化、人々の価値観、扶養意識の変化に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれます。
- このようなことから、高齢者が住み慣れた地域で、健康でかつ有意義に暮らすため、地域での助け合い活動の促進や在宅福祉サービスの充実を図るとともに、社会活動や生涯学習活動等を通しての生きがいづくりを推進することも必要です。また、高齢者の豊富な知識や経験を活かすため、就業機会の確保等により高齢者の社会参画を促すことも必要です。
- 介護保険制度については、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、介護給付等対象サービスの充実をはじめ、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、生活支援サービス、介護予防の取組を推進するとともに、介護が必要となった高齢者に対し適切な支援を行っていくため、円滑な運営を推進する必要があります。

図表 年齢区分別要介護認定者数の状況等

	H21	H22	H23	H24	H25
第 1 号被保険者	3,851 人	4,002 人	4,124 人	4,308 人	4,405 人
65 歳以上 75 歳未満	386 人	476 人	396 人	404 人	397 人
75 歳以上	3,465 人	3,590 人	3,728 人	3,904 人	4,008 人
第 2 号被保険者	98 人	100 人	100 人	97 人	94 人
計	3,949 人	4,102 人	4,224 人	4,405 人	4,499 人
要介護認定率	17.4%	18.0%	18.6%	19.1%	19.3%

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。

高齢者の生きがいづくりや社会参加への支援を促進するとともに、高齢者福祉の充実を図ります。また、介護保険の充実を図り、高齢者がいきいきと暮らすまちづくりを推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-3-1 社会参加と生きがいづくりへの支援 担当課：健康課、高齢福祉課

- 高齢者の知識や経験を活かすこと等により、高齢者の就業機会の確保やボランティア活動への参加を促進します。
- 健康づくりのためのスポーツ活動への参加を促進します。
- 高齢者向けの学習や発表の機会を充実させるとともに、子どもと高齢者や高齢者同士等の交流活動の促進等により、生きがいづくりを支援します。

3-3-2 地域で暮らすための支援 担当課：健康課、高齢福祉課

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康でかつ有意義に暮らすため、地域包括支援センターの機能充実を図り、介護、予防、医療、生活支援等のサービスが包括的、継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を推進します。
- ひとり暮らし高齢者等を地域で支えあう仕組みづくりを推進します。
- 成年後見制度の啓発活動及び後見人の育成を推進します。

3-3-3 介護保険制度の円滑な運営 担当課：高齢福祉課

- ケアマネジャーや介護職員等の能力向上に向けた研修会や、介護予防教室の開催等により介護予防を推進し、保険給付と負担の均衡を確保し健全な財政運営を推進します。
- 介護サービスの質の向上を図るとともに、相談体制を強化します。

■ 主な事業 生きがいと創造の事業、介護予防事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・ (高齢者) 自らの知識や経験を活かしたボランティア活動等に参加しましょう。
- ・ (市民) 隣近所の高齢者への声掛けや見守りを行いましょう。
- ・ (市民) 常に健康の保持増進に努めましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	シルバー人材登録者数	H26	449 人	600 人	高齢福祉課
2	老人クラブの加入者数	H26	1,804 人	2,000 人	高齢福祉課
3	通所型・訪問型介護予防事業によるプログラム参加者数	H26	226 人	265 人	高齢福祉課

施策3-4 誰もが自立を目指せる環境の整備

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 近年の高齢化の進展に伴い、高齢期における障がい者が増加するとともに、家族構成の変化や人々の価値観の変化等によって家族の介護力の低下が指摘されています。
- 障がい者の社会参加と自立を促進するためには、障がい者の権利を尊重しながら、生活環境の整備や相談・就労支援等の各種施策を関係機関と連携して進めることにより、社会参加を制限する様々な障壁を解消する必要があります。また、スポーツや生涯学習活動への参加や地域での助け合い活動を促進し、障がい者が自分らしくいきいきと暮らせる社会を構築する必要があります。
- 障がいのある人と障がいのない人が分け隔てなく、共に社会を構成する一員として等しく社会に参加できる環境をつくるため、障がい者についての理解を深めるための福祉教育の充実やボランティア活動に関する情報提供を充実させることも必要です。

図表 障害者（児）手帳交付状況

	H21	H22	H23	H24	H25
身体障害者手帳交付者数	3,489人	3,536人	3,523人	3,576人	3,593人
療育手帳交付者数	532人	550人	564人	583人	597人
精神障害者保健福祉手帳交付者数	324人	293人	340人	359人	409人

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 障がい者が地域で自立して暮らせるまちを目指します。

障がい者の社会参加と自立の促進を支援するとともに、障がい者福祉の充実を図ります。また、福祉意識の向上を図り、障がい者が住みよいまちづくりを推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-4-1 自立に向けた就労支援・社会参加支援

担当課：社会福祉課、商工課

- ハローワークや企業等と連携した障がい者就業機会の確保や、福祉的就労に関するサービスの充実とともに、文化、スポーツ、レクリエーション活動等への参加を促進します。
- 障がいに応じたサービスや自立に向けた支援についての相談体制を強化します。
- 障がいのある人を支援するため、手話奉仕員等の育成を推進します。
- 日常生活用具や補装具の支給や貸与を推進します。

3-4-2 障がい者福祉の充実

担当課：社会福祉課

- 在宅福祉サービスを充実させるとともに、通所型サービス提供施設等の福祉施設の整備を促進します。
- 障がいのある人に対して、必要な情報をわかりやすく提供します。
- 総合療育訓練センターの機能を有する機関の誘致や、障がい児（発達障がいも含む）に対するサービスの機能充実及び強化を推進します。

3-4-3 福祉意識の向上

担当課：社会福祉課

- 障がいのある人への市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

■ 主な事業 障がい者自立支援給付事業、地域生活支援事業、障がい児通所支援事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (市民) ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・ (市民) 障がいのある人への理解を深めましょう。
- ・ (事業者) 障がい者を積極的に雇用しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	就労支援による一般就労者数	H26	7人	22人	社会福祉課
2	障がいのある人への偏見や差別又は配慮のなさがあると思う市民の割合	H26	67.5%	30%	社会福祉課
4	グループホームの利用者数	H26	97人	105人	社会福祉課

施策3-5 身近な支え合いのあるまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 少子高齢化や都市化、核家族化の進展、人々の価値観の多様化等によって、地域における共同体意識が希薄化し、社会から孤立してしまう人が増え、ひきこもりや孤独死が発生するなど、地域での助け合いや支え合いの機能が低下してきていると言われています。
- 一方で、地域の生活課題や福祉へのニーズは、多様化、重層化し、公的な福祉サービスの提供だけで対応することは困難になってきていることから、市民一人ひとりが地域福祉に関わっていく仕組みづくりを進めるとともに、地域団体、福祉事業者、行政等がそれぞれに担うべき役割を明確にしなが、連携して地域福祉活動に取り組むことが求められています。
- このため、福祉活動に関する情報提供等により地域における福祉意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動の拠点となる場づくりの支援や社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、地域内の自治組織、ボランティア団体等の連携を促し、課題解決のための地域福祉のネットワークを拡充するほか、地域福祉活動を推進する担い手を養成する必要があります。

図表 地域活動状況の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
社会福祉協議会が設置するボランティアセンター登録者数	914人	963人	939人	856人	967人
社会福祉協議会が設置するボランティアセンター登録団体数	56団体	61団体	65団体	66団体	71団体

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 市民一人ひとりが地域の一員として他人を思いやる心を高め、共に助け合い、支え合うまちを目指します。

地域における福祉意識の醸成を図りながら、地域福祉活動の場を整備するとともに、地域における活動を支援します。また、地域福祉活動の担い手となる人材や団体の育成や支援体制の整備に努め、福祉サービスの向上を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-5-1 地域福祉活動の担い手となる人材や団体の育成 担当課：社会福祉課

- 地域福祉活動の担い手となる人材や団体を育成するための研修や活動への参加機会をつくとともに、協働により福祉活動を行うための仕組みづくりを推進します。
- 福祉に関する学習会や講習会を開催し、福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成します。

3-5-2 地域福祉活動の場の整備 担当課：総合政策課 社会福祉課

- 地域福祉活動の場として空家、空店舗等の活用を検討します。

3-5-3 地域福祉活動の推進と活動団体への支援 担当課：社会福祉課

- 民生委員・児童委員やボランティア等の地域福祉活動団体の活動を支援します。
- 災害が発生した際に自力で避難することが困難で、地域での支援が必要な方々に対し、地域における日頃の見守り活動を推進します。

■主な事業 市民福祉大会の開催、避難行動要支援者支援事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) 地域福祉活動に積極的にかかわりましょう。
- ・(市民) 福祉に関する学習会や講習会に積極的に参加しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	社会福祉協議会が設置するボランティア登録者数	H26	1,089人	1,150人	社会福祉課
2	社会福祉協議会が設置するボランティア登録団体数	H26	68団体	75団体	社会福祉課
3	福祉協力員設置数	H26	1,776人	1,820人	社会福祉課

施策3-6 適切な医療を受けられる環境の整備

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市を取り巻く地域医療体制については、全国や県と比較しても人口規模に対しての医療機関数は少なく、医師及び看護師も少ない状況にありますが、引き続き、かかりつけ医の普及や地域の医療機関の連携を推進するなど地域医療体制の強化と救急医療の充実を図る必要があります。
- 市立病院が地域の中核的な病院として地域住民の期待に応え、良質な医療を継続的に提供していくために必要な医師や看護師等の人材確保や、老朽化・狭隘化した病院の建替えを含め高度医療機器の導入等、市立病院の機能充実を図っていく必要があります。

図表 医療体制に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
市内医師数	163人	162人	159人	165人	167人
市内看護師数	937人	951人	967人	990人	1,038人

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 安心して地域医療を受けることができるまちを目指します。

かかりつけ医の普及や地域の医療機関の連携を推進するなど地域医療体制の強化と救急医療の充実を図るとともに、地域の中核的な病院として市立病院の機能充実と経営基盤を強化します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-6-1 地域医療体制の強化

担当課：健康課、市立病院

- かかりつけ医の普及を推進するとともに、置賜地域医療情報ネットワークシステム（OKI-net）等の医療情報ネットワークを推進すること等により、他の医療機関や福祉・介護施設との連携を強化します。
- 周産期医療や母子救急医療体制を強化します。

3-6-2 市立病院の機能充実

担当課：市立病院

- 老朽化の進む病院施設の建替事業を推進するとともに、必要な医療機器の整備を図るほか、患者の診療ニーズに対応した診療科の設置を推進します。
- 大学医局への派遣依頼、医学生及び看護学生に対する奨学資金貸付制度の継続等に取り組む、医師及び看護師の人材確保を推進します。
- 米沢市立病院中長期計画の適切な見直しを実施し、健全経営を推進します。
- 地方独立行政法人への移行を含めた経営形態を検討します。

3-6-3 救急医療の充実

担当課：健康課、市立病院

- 休日や夜間の病院群輪番体制の維持とともに、平日夜間・休日診療所を運営します。
- 入院や手術を要する重症の救急患者の受け入れ体制の拡充を推進します。

■主な事業 市立病院建替事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

・（市民）かかりつけ医を持ちましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	開業医と市立病院の連携が図られている割合	H26	紹介率 44.0% 逆紹介率 62.1%	紹介率 48.0% 逆紹介率 65.0%	市立病院

施策 3-7 社会保障制度の安定運営

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市における生活保護世帯数は、平成 23 年度をピークに若干減少傾向となっておりますが、その内訳を見てみると、近年、高齢者世帯と稼働年齢層世帯の割合が高くなってきていることから、生活保護の運用においては、経済的・精神的自立の助長を図るため、経済的援助のほか、在宅対策・介護サービス等を活用して支援の充実を図り、日常的にきめ細かく適切な助言指導を行う必要があります。
- 国民健康保険は、加入者の健康の保持増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っていますが、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、加入者一人当たりの総医療費は増加傾向にあります。一方、国民健康保険税は加入者の減少により増収を見込めず、国民健康保険の財政運営は大変厳しい状況になっています。このため、健全な財政運営に努めながら制度を適切に運営していくとともに、国民健康保険に対する市民の理解を得るための広報活動にも取り組む必要があります。また、後期高齢者医療制度についても、山形県後期高齢者医療広域連合と連携し制度の適正な運営に努めるとともに、引き続き制度の周知を図る必要があります。
- 国民年金については、少子高齢化が進展する中において高齢者の生活基盤を支える主要な社会保障制度であることから、市民の年金受給権の確保に向け広報活動や相談業務に一層努めていく必要があります。

図表 社会保障制度に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
生活保護世帯数	569 世帯	690 世帯	762 世帯	747 世帯	720 世帯
国民健康保険加入者数	20,935 人	20,561 人	20,540 人	20,017 人	19,435 人
後期高齢者医療制度加入者数	12,579 人	12,804 人	12,860 人	13,070 人	13,158 人

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 各種社会保険制度が適正に運営され、市民に公平な負担と給付がなされているまちを目指します。

低所得者福祉の充実を図るとともに、国民健康保険制度の適正な運営を推進します。さらに、国民年金制度の周知を図り社会保障制度の適正な運営を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-7-1 低所得者福祉の充実

担当課：社会福祉課

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援事業を推進します。
- 生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労による自立支援を推進します。

3-7-2 国民健康保険制度等の適正運営

担当課：国保年金課、健康課

- 制度の啓発活動とともに、被保険者の健康保持増進に向けた保健事業を推進します。
- 保険給付と負担の均衡を確保し健全な財政運営を推進します。

3-7-3 国民年金制度の周知

担当課：国保年金課

- 国民年金制度の広報啓発活動を推進します。

■主な事業 生活困窮者自立支援事業、特定健康診査・特定保健指導事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市民）国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を適正に納めましょう。
- ・（市民）健康管理に心がけ、適切に医療機関を利用しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	国民健康保険税収納率	H26	92.26%	93.76%	国保年金課
2	後期高齢者医療保険料収納率	H26	99.53%	99.65%	国保年金課

第4章 自然と都市の魅力が調和し、 賑わいと交流を促すまちづくり

施策4-1 快適で住みよい住環境づくりの推進

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

- 少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化等により住宅に対するニーズが多様化していることに対応し、市内への定住を促進するためには、良好な住環境を整備し、本市で暮らしてみたいと思える環境づくりが求められています。
- 居住水準の向上と総合的な有効活用を図るため、市営住宅については効率的かつ的確な整備・改善を行う必要があります。また、引き続き高齢者の安全で安定した居住を確保するため、高齢者向け住宅の供給を支援するほか、空家の利活用を推進する必要があります。
- 加えて、家屋の倒壊から人命及び財産を守るため、木造住宅等の耐震性の強化や危険な状態になっている家屋等の解体を促進するとともに、防災や都市緑化の観点から必要な都市公園の整備と適正な維持管理を進める必要があります。
- 併せて、住居表示区域の拡大や街区表示板の設置を充実するなどわかりやすい住居表示を推進する必要があります。

図表 住環境に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
市営住宅申込数	205件	212件	244件	247件	284件

■ ■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■ ■

- 良好な住環境が整備され、市民の安定した居住が確保されているまちを目指します。

安全で良好な住環境の整備を促進するとともに、空家対策や市営住宅等の適切な維持管理等を推進することにより居住水準の向上と総合的な空家の有効活用を図ります。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-1-1 良好な住環境の整備推進

担当課：総合政策課、市民課、社会福祉課、
高齢福祉課、都市計画課、建築住宅課

- 住宅等の耐震改修やバリアフリー化に対する支援制度を継続するなど、安心して居住できる住宅環境整備を推進します。
- 市街地における高齢者向け優良賃貸住宅等の利用を促進します。
- 市街地の空地や空家の有効活用を促進します。
- 住居表示区域の拡大を図るとともに、街区表示板を整備し、市民も来訪者も分かりやすい住居表示を推進します。
- 都市公園の適正な整備、維持管理を推進します。
- 危険な状態となっている住宅の解体を促進します。

4-1-2 良質な市営住宅としての管理

担当課：建築住宅課

- 市営住宅へのニーズに対応した計画的な改修を推進します。
- 市営住宅の適正な管理運営を継続し、希望する市民が安心して入居できる環境づくりを推進します。

■ 主な事業 空家利活用促進事業、不良住宅除却促進事業、市営住宅ストック総合改善事業
高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、シルバーハウジング事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (事業者) 多様な世代のニーズに対応した適正な建築情報を提供しましょう。
- ・ (事業者) 店舗やオフィスのバリアフリー化に努めましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	街区表示板取付総数	H26	2,151 か所	2,600 か所	市民課
2	不良住宅除却促進事業における除却件数	H26	1 件	18 件	建築住宅課

施策4-2 秩序ある土地利用と景観形成の推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市は、郊外への大型店舗の進出等により市街地が拡大化したことに加え、高等学校が郊外へ分散し、まちなかに高校生が集まりにくくなったこと等が影響し、中心市街地の空洞化が進み、空地や空家、空店舗等が目立ち、都市全体としての活力が低下しています。
- 今後、土地利用を進めるにあたっては、都市機能のコンパクト化・集約化を図るとともに、計画的なゾーニングによる地域特性に応じた適正な土地利用を推進し、市民が魅力を感じ、楽しめる中心市街地、商店街等を形成し、賑わいを創出していくことが求められています。
- また、市内には豊かな自然環境と風土が生み出す自然的景観と、受け継がれてきた貴重な城下町としての文化的景観があります。今後も歴史的資源や自然の恩恵を維持し、次代へ継承していくための景観形成や保全のための取組が必要です。
- さらに、今後の都市形成においては、社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、従来まで重視された機能性・利便性に加え、緑を効果的に取り込んだ潤いと快適性のある都市環境づくりが求められています。

図表 土地利用・景観に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
公共用地への樹木植栽累積本数	63本	426本	922本	980本	1,031本

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 市域が適切に管理・活用され、城下町らしい景観と美しい自然景観が保全されたコンパクトなまちを目指します。

土地利用の明確化と適切な規制を進めるとともに、都市機能を集積するコンパクトなまちづくりを推進し、中心市街地の活性化を図ります。さらに、城下町の雰囲気醸し出すまちなみの整備と美しい自然景観の保全・活用を推進し、魅力的な景観形成を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-2-1 適切な土地利用の推進

担当課：財政課、総合政策課、都市計画課

- 国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、基本方針に基づく計画的な土地の利用を図るとともに、地籍調査事業により地籍情報を明らかにし、土地資産保全及び課税の適正化等を推進します。

4-2-2 コンパクトなまちづくりの推進

担当課：総合政策課、商工課、都市計画課

- 地域特性に応じた計画的な都市機能を誘導し、適切な土地利用を推進するため、立地適正化計画の策定を検討します。
- 中心市街地活性化基本計画事業を推進するとともに、市街地の空地や空家、空店舗等を有効活用し、まちなか居住を促進するなど、買い物や医療・福祉等の生活サービス機能が集積した中心市街地を核とした密度の濃いコンパクトなまちづくりを推進します。
- 新文化複合施設（図書館・市民ギャラリー）を拠点として、商店街との連携や多様なイベント等により、中心市街地の賑わいを創出します。

4-2-3 魅力ある景観形成の推進

担当課：環境生活課、観光課、農林課、都市計画課、社会教育・体育課

- 良好な景観形成を推進するとともに、名所・旧跡等の歴史・文化的景観資源を有効活用し、市民との協働で整備・保存するなど、城下町らしい景観の形成を推進します。
- 景観に配慮した看板等の設置を推進し、市民が暮らしやすく、誰もが訪れたいと感じる都市空間形成を推進します。
- 都市公園の適正な整備、維持管理を推進するとともに、花と樹木におおわれたまちづくりを推進します。
- 吾妻山や斜平山等の森林や最上川や鬼面川等の河川環境を保全します。

■主な事業 中心市街地活性化基本計画事業 景観形成事業、花と樹木におおわれたまちづくり事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市民・事業者）法令を遵守し、土地を有効に活用しましょう。
- ・（市民）自然を大切にし、地域の景観は皆で守りましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	花と樹木におおわれたまちづくりモデル事業累積参加者数	H26	4,100人	8,800人	都市計画課
2	公共用地への樹木植栽累積本数	H26	1,074本	1,320本	都市計画課

施策 4-3 利便性の高い道路・交通網の整備

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 平成 29 年度に供用が予定されている東北中央自動車道福島～米沢北間の開通により交流人口の増加が期待されることから、市内への円滑なアクセス機能の向上を図る必要があります。また、周辺地域に繋がる幹線道路についても計画的に整備を進めることが重要です。
- 市道等の市内道路については、自転車や歩行者等の交通弱者に配慮した道路の整備を進めるとともに、計画的な修繕や改修工事を行い、長寿命化を図る必要があります。
- 本市では、市民の身近な交通手段の確保を図るため、バス事業者に対する運行費の補助や市民バスの運行を行っていますが、より利便性を高めるため、既存の運行経路の検討やバス路線のない地域におけるデマンド型交通の導入等、地域の実情に合わせた公共交通の推進が求められています。
- 鉄道については、利用者の利便性向上を図るため、山形新幹線、奥羽本線、米坂線の乗り継ぎの待ち時間短縮等に繋がるダイヤの見直し等を関係機関に働きかけていく必要があります。

図表 道路・交通網に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
市道数	1,567 路線	1,571 路線	1,582 路線	1,595 路線	1,598 路線
市道延長	703.6 km	704.5 km	707.9 km	712.4km	712.8 km

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 快適な交通環境が整備され、市民が円滑に移動できるまちを目指します。

地域間交流を促す広域交通網の整備促進と合わせて、利便性の高い市内道路の整備を推進します。また、公共交通機関を充実させ、誰もが移動しやすい多様な交通基盤の整備を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-3-1 道路交通網の整備促進

担当課：土木課、都市計画課

- 東北中央自動車道及びアクセス道路の建設促進活動を行うとともに、米沢～米沢北間への（仮称）米沢中央インターチェンジの建設促進を支援します。
- 広域交通網の充実を図るため、周辺地域間を結ぶ国道、県道等の主要道路の整備を促進します。

4-3-2 市内道路の整備の推進

担当課：土木課、都市計画課

- 円滑な道路交通網を構築するため市街地環状線の整備を促進するとともに、まちなかの回遊性や利便性を高めるための道路整備を推進します。
- 生活道路の利便性向上と安全性の確保を図るため、交差点等の道路改良や歩道整備を推進します。
- 道路等の維持・更新費用を平準化し、計画的な管理を推進します。

4-3-3 公共交通機関の充実

担当課：総合政策課、環境生活課

- 市民バスの利便性向上を推進し、公共交通機関の充実を図るとともに、デマンド型交通システムの導入を推進します。
- 鉄道やバスの利便性向上に向けて事業者へ要望します。

■ 主な事業 東北中央自動車道建設促進事業、市道整備事業、道路橋りょう長寿命化事業、公共交通システム整備事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市民）道路事業への関心を高め、事業計画立案へ積極的に参加しましょう。
- ・（市民）公共交通機関を積極的に利用しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	道路網の歩道延長	H26	99.12km	100.66km	土木課
2	長寿命化対策を実施した橋梁の割合	H26	2% (5/306)	15% (45/306)	土木課
3	都市計画道路の整備状況	H25	39.6%	41.1%	都市計画課
4	道路の改良延長（供用開始延長）	H22～ H26	3.84km	2.34km (H27～H32 目標値)	土木課
5	市民一人あたりの年間公共交通利用回数	H26	3.3回	3.5回	環境生活課

施策 4-4 安全な水の供給と水環境の保全の推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市の水道事業は、人口減少や節水機器の普及等により水需要の減少が見込まれているとともに、配水管等の更新時期を迎えていることから、将来にわたり、事業を安定的に継続していくための対応が求められています。また、いつでも市民が安心して安全な水を利用することができるよう、水道水の水質の安全性を高めるとともに、安定した供給体制をつくっていくことが必要です。
- 本市は最上川の最上流部に位置し、河川の水質を保全していく責務があることから、今後も引き続き、公共下水道の適正な整備、維持管理と合併処理浄化槽設置の推進に努めるとともに、公共下水道整備区域内においては早期の接続を働きかけていくことが必要です。
- 消雪用として利用される地下水の揚水による地盤沈下を抑制するため、適正な揚水を促進するなど地下水を保全する対策が求められています。

図表 上下水道に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
上水道基幹管路の耐震化率	12.6%	13.3%	13.3%	14.1%	13.9%	13.9%
下水道普及率	57.3%	59.0%	60.2%	61.6%	62.7%	63.3%
水洗化率	80.5%	81.5%	82.4%	83.4%	84.2%	85.2%

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 安全で良質な水が、将来にわたって安定的に供給されるとともに、生活排水が適切に管理されたまちを目指します。

安全で良質な水道水を供給するとともに、河川等の水質保全のため、生活排水対策の充実を図ります。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

4-4-1 安全な水道水の安定供給

担当課：水道部

- 安全な水道水を供給するため、施設の整備や適正な水質検査を実施することにより水源から末端給水栓までの水質の安全性を高めます。
- 施設の更新時に水需要予測等から施設能力の見直し等を行い、適正な規模での更新や耐震化等の施設整備を推進します。

4-4-2 生活排水対策の充実

担当課：下水道課

- 管きょや終末処理場等の適正な整備と維持管理を推進し、供用開始区域内における公共下水道等への接続を促します。
- 下水道事業計画区域外及び農業集落排水事業処理区域外での合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、浄化槽設置者に対する適正な維持管理の指導を実施します。

4-4-3 河川の水質保全

担当課：環境生活課、下水道課

- 最上川等身近な水辺環境の美化と河川の水質保全を図るための啓発活動を推進します。

4-4-4 地下水の保全

担当課：環境生活課

- 米沢地区地下水利用対策協議会と連携して適正な揚水に向けた啓発活動を推進するとともに、雨水浸透ますの設置等による地下水の人工涵養、地下水の散水に依存しない融雪システム等の研究、開発を進め、効果的な地下水の保全対策を推進します。

■主な事業 館山浄水場施設整備事業、下水道管渠整備事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市民・事業者）各家庭や事業所での適切な水の利用を心がけましょう。
- ・（市民）供用区域内では下水道及び農業集落排水事業に加入しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	主な河川の水質汚濁に係る環境基準達成率BOD	H26	100%	100%	環境生活課

施策4-5 様々な情報とつながる環境づくりの推進

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

- 高速情報通信網（ブロードバンド）が普及し、電子商取引をはじめとする経済活動や、地理的制約を超えた新たなコミュニケーションの形成等、インターネット等の情報通信ネットワークを利用したサービスが市民生活の様々な分野に広く浸透してきています。今後は、多様化したサービスの普及により更なる情報量の増大が予想され、光回線をはじめとする超高速情報通信網の整備が求められています。
- 情報通信技術の急速な進展は、経済分野だけにとどまらず、市民生活や教育、あるいは労働環境等の社会における様々な側面で大きな影響を与えています。現在、各分野において、進行している情報通信ネットワークの活用を着実かつ継続的に推進させ、これらを効果的に利活用していくことが、今後の市の発展に必要な不可欠です。
- 一方、情報通信ネットワークに関する知識・技術及び機会の差等に起因する情報入手の量や質等の格差（デジタル・デバイド）や大量の情報が流失、流出するなどの危険性も指摘されていることから、情報教育の一層の充実が求められています。
- 今後は、情報通信ネットワークの安全性を確保しながら、行政情報提供の充実に努めるとともに、本市における地域間の情報格差の解消を図る必要があります。

図表 情報通信に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
市の電子申請可能手続数	8件	10件	13件	7件	7件

■ ■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■ ■

- 市等の情報が分かりやすく提供されており、生活に必要な情報が誰でも簡単に手に入れられるまちを目指します。

行政や地域の情報を活用できる情報通信環境を整備するとともに、情報通信ネットワークを活用できる能力向上のため、教育環境を充実させます。また、電子申請等を活用した行政サービスの提供を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

4-5-1 情報通信基盤の整備

担当課：総合政策課

- 地域間の情報格差の解消を図るとともに、情報通信技術の発展に適切に対応できる環境整備を推進します。

4-5-2 情報教育の推進

担当課：社会教育・体育課、学校教育課

- 高等教育機関と連携し、市民に対する情報教育を充実させるとともに、学校教育における情報教育環境の整備を推進します。

4-5-3 電子自治体の推進

担当課：総務課、総合政策課

- 市民サービスの向上を図るため、マイナンバー制度の利活用を推進します。
- ホームページ等を利用して行政情報を分かりやすく積極的に発信するとともに、電子申請等を活用した行政サービスを充実させます。
- 情報通信ネットワークにおける個人情報の保護や安全対策を推進します。
- 複数の地方公共団体が共同で情報システムを利用する自治体クラウドの推進に取り組めます。

■主な事業 マイナンバー制度の活用推進、地方税電子申告システム運用事業、ICTを活用した学校教育情報化の推進、ホームページの管理運用

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) 情報利活用の技術を習得し、積極的な情報受発信を行いましょう。
- ・(事業者) 個人情報等の情報管理を徹底しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	市の電子申請可能手続数	H26	7件	14件	総合政策課

施策4-6 環境にやさしいまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 国は第四次環境基本計画における長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしており、本市においても温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出を削減し、低炭素社会に向けた取組を進めていく必要があります。
- 東日本大震災に伴う電力供給不足に代表されるように安定的なエネルギー供給が当たり前という前提が大きく揺らいだことで、環境保全の視点とともに、防災分野等の視点からも再生可能エネルギーや省エネルギーへの注目が高まっています。
- 本市の雄大な自然環境を守るためには、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及拡大を推進するとともに、環境を汚染する公害の防止に努め、環境への負荷を抑えた暮らし方を意識し、ごみの適正な回収を図ること等により、ごみの減量化等による省資源・循環型社会への転換を推進する必要があります。また、市外からの一般廃棄物の搬入量を抑制するとともに不法投棄の防止対策を推進する必要があります。
- 斎場については、周辺住民の生活環境にも配慮しながら、適切な維持管理に努める必要があります。

図表 環境に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
ごみの収集量	24,451t	23,592t	24,538t	24,777t	24,763t

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 豊かな自然環境と共生した良好な環境の中で生活が営まれている、市民が住みよいまちを目指します。

恵まれた豊かな環境を守るため、環境保全意識の高揚を図るとともに、エネルギーの有効利用を促進し、公害防止の取組を推進します。また、省資源・循環型社会の構築を目指し、排出されたごみの適正な収集運搬に努めるほか、不法投棄防止の取組を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-6-1 環境保全意識の高揚

担当課：環境生活課

- 環境についての情報を知る機会を増やし、市民生活と環境との関連について学習することにより、市民の環境保全意識の高揚を促進します。

4-6-2 低炭素社会の推進

担当課：総合政策課、環境生活課

- 家庭への再生可能エネルギーの導入を推進するほか、街路灯のLED化や電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の普及を促進し、省エネルギーを推進します。

4-6-3 公害の防止

担当課：環境生活課

- 騒音、振動、悪臭等に関し、公害を防止するため、法令に基づいた指導を強化するとともに、発生時の早期対応体制の整備を推進するなど、市民の生活環境や健康を守る取組を推進します。

4-6-4 省資源・循環型社会の構築

担当課：環境生活課、社会教育・体育課、学校教育課

- 自然環境に対する負荷の軽減を図るため、3Rの推進等、環境に配慮した資源の循環的な利用を促進します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、家庭、学校、社会での環境教育を充実させるとともに、地区衛生組合の組織機能の強化を促進します。

4-6-5 ごみの適正収集運搬・不法投棄防止

担当課：環境生活課

- 適正な収集回数について検討するとともに、分別方法等の情報提供を強化します。
- ごみの不法投棄の防止体制を強化し、適正に収集及び処分されるよう環境を整備します。

4-6-6 斎場の整備

担当課：環境生活課

- 施設の計画的な改修と適正な維持管理を推進します。

■主な事業 ごみ減量化・リサイクル推進事業、河川水質保全事業、再生可能エネルギー普及事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市民）ごみの減量化と再資源化を図るため、適正なごみの分別を徹底しましょう。
- ・（市民）水や緑の自然に親しみ、草木の恵みに感謝し、その役割を理解しましょう。
- ・（事業者）商品の生産、販売段階でごみになるものを積極的に減らしましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	H26	500g	490g	環境生活課

第5章 安全安心に暮らすまちづくり

施策5-1 いざというときに備えるまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 地震や風水害等の自然災害、火災、交通事故、犯罪等から市民の生命と財産を守るためには、行政による対策を強化することはもとより、市民、地域、企業等が連携して対応するための取組も重要です。
- 本市では、今後、発生が懸念される「長井盆地西縁断層帯」を震源とした地震災害をはじめ様々な災害に対応するため、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化等の災害防止対策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行うほか、地域コミュニティの防災力の向上や災害時の情報収集・伝達体制を整備するなど危機管理体制の強化を図る必要があります。
- 置賜広域行政事務組合消防本部と連携し、消防施設の充実、消防力の強化を図るとともに、消防団の組織体制の活性化を図るほか、市民や民間事業所等への防火・救急講習会を実施し、防火意識の高揚の促進を図り、予防消防の強化が必要です。

図表 交通事故・災害発生件数に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
火災発生件数	56件	35件	34件	39件	24件
交通事故発生件数	700件	665件	641件	626件	596件

【山形県警察本部 H25 交通年鑑】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 防災基盤や地域防災力を強化するとともに、市民が平常時から防災に強い関心と深い理解をもつ、災害に強いまちを目指します。

減災を基本とした防災体制の強化を推進するとともに、消防力や消防団の充実といった消防体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-1-1 防災基盤の強化

担当課：総務課、土木課、都市計画課、建築住宅課、
下水道課、水道部、教育総務課

- 防災活動拠点となる公共施設やライフライン施設等の耐震化を図り都市基盤施設の防災に配慮した整備を推進します。

5-1-2 地域防災力の強化

担当課：総務課

- 自主防災組織の設立促進、災害時行動マニュアルや防災マップの作成、防災訓練や研修等を実施して、日頃から災害時においても円滑に対応できる体制を整備します。
- 事業所や地域等における防災訓練等の実施による防災意識の啓発活動を推進します。

5-1-3 消防力の強化

担当課：総務課

- 置賜広域行政事務組合消防本部と連携して消火栓、防火貯水槽等の消防施設の充実を図るとともに、火災等災害発生時の消防・救急救助に係る緊急要請体制を継続するほか、市民に対する初期消火訓練、応急手当講習会を引き続き実施します。
- 消防団員の確保を図るほか、消防団活動に必要な設備等の整備を推進し、消防力の強化を促進します。

■ 主な事業 消防団施設整備事業、非常備消防事業、公共施設の耐震化事業等

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (市民) 応急手当講習会に参加するなど応急手当の知識を身につけましょう。
- ・ (市民) 災害用食糧や非常用生活用品を備蓄しましょう。
- ・ (市民・地域) 自主防災組織の設立や活動の活発化に努めましょう。
- ・ (市民・地域・事業者) 防災・防火訓練に積極的に参加しましょう。

■ ■ 目指す目標値 (活動指標・成果指標) ■ ■

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	防災拠点としての公共施設の耐震化率	H26	92%	100%	総務課 建築住宅課
2	自主防災組織率	H26	54.2%	65%	総務課
3	消防団員の充足率	H26	93.2%	100%	総務課

施策5-2 普段から安全を心がけるまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 高齢化が急速に進む中において高齢者の関係する交通事故が増加傾向にあり、また、昼夜の区別を意識しないライフスタイルの変化や経済活動に伴い、夜間の交通量が増加し、夜間事故の増加が懸念されることから、歩道や道路照明等の交通安全施設の整備を進めるなど安全な道路環境づくりを進める必要があります。また、年代に応じた交通安全教育を推進するなど交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守意識の向上に向けた取組も必要です。
- 本市を管轄する米沢警察署管内での刑法犯届出件数は減少傾向にあることから、引き続き地域や関係機関との連携強化による防犯対策を推進し、犯罪の誘引となる深夜徘徊等の青少年の不良行為を抑止し、より犯罪等の起こりにくい環境を整備する必要があります。
- 社会経済構造の変化、技術革新、情報化の進展は、消費生活に様々な変化をもたらし、利便性が増進する一方で、新たな手口による悪質な詐欺まがいの商法が後をたたず、本市においても消費生活相談に寄せられる苦情や相談内容も複雑化しています。このため、行政や専門機関が連携し、相談体制をより充実させるとともに、消費者被害の未然防止を図るため、消費に対する知識の普及に努め、自立した消費者を育成する必要があります。

図表 交通・防犯等に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
交通事故件数	700 件	665 件	641 件	626 件	596 件
消費生活相談件数	1,167 件	734 件	622 件	710 件	709 件

【交通事故件数：山形県警察本部 H25 交通年鑑】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 交通事故、犯罪及び消費者被害が起こりにくい環境が整備され、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

市民一人ひとりの交通安全意識の高揚や環境整備等、交通安全対策の推進とともに、防犯対策や消費者行政の推進を図り、安全な環境づくりを推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-2-1 交通安全対策の推進

担当課：環境生活課、土木課

- 交差点、狭幅員及び見通しの悪い道路の改良を推進するとともに、道路照明灯やカーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。
- 交通安全関係団体と協力・連携して交通安全意識の啓発を図るとともに、交通指導員の確保等により交通安全指導体制を充実させます。

5-2-2 防犯対策の推進

担当課：環境生活課、社会教育・体育課

- 地域ぐるみの自主防犯活動を支援するとともに、関係団体等との連携による街頭指導や防犯教育の実施等により、青少年の非行防止や青少年に対する犯罪防止を推進します。
- 街路灯や防犯灯の設置を推進するほか、必要に応じて防犯カメラの設置を検討します。

5-2-3 消費者被害の防止と消費者教育の推進

担当課：環境生活課

- 消費生活センターの機能充実を図るとともに、関係機関との連携により相談及び情報提供体制を強化します。
- 消費者に対する啓発活動及び消費者教育を推進します。

■ 主な事業 交通安全施設整備事業、青少年補導センター活動事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(市民) 交通ルールを遵守し、常に交通安全の意識を持ちましょう。
- ・(市民) 悪徳商法にだまされないための正しい消費者知識を身に付けましょう。
- ・(市民・地域) 地域一体となった巡回パトロール等の自主防犯活動を実施しましょう。
- ・(事業者) 商品や契約内容に対する適切な表示や説明を行いましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	交通事故発生件数(人身)	H26	569 件	410 件以下	環境生活課
2	街頭犯罪の発生件数 (米沢警察署管内)	H26	480 件	343 件以下	環境生活課

施策5-3 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市は、特別豪雪地帯に指定され、冬期間の日常生活や経済活動をする上で道路の除排雪等の克雪対策は必要不可欠なものとなっており、これまでもその充実に力を入れて取り組んできました。しかし、高齢化の進展やライフスタイルが多様化する中、自力で除雪することが困難な高齢者世帯や雪の重みによる倒壊のおそれがある空家が増加していることから、さらに多様な克雪対策が求められています。
- このようなことから、雪に配慮した道路整備と状況に応じた効率的な除排雪体制を推進するほか、地区の除排雪協力会の組織化の推進や、地域の助け合い、支え合いによる高齢者や障がい者世帯における雪下ろし等への支援体制の強化を図る必要があります。また、道路、住宅等における消融雪施設や地吹雪防止対策等の雪害防止対策を充実させる必要があります。
- 雪は、冬期間の生活に不便を強いる面がある一方で、豊かな自然の恵みをもたらすとともに、本市においては、上杉雪灯籠まつりに代表されるように、冬期間における貴重な観光資源として活用されています。このように雪には有用な面もあることを理解した上で、雪を地域資源として活用した産業や観光を振興する必要があります。

図表 雪に係る推移

	H22	H23	H24	H25	H26
年度別累計降雪量	850 cm	913 cm	959 cm	837 cm	887 cm
年度別最大積雪深	126 cm	145 cm	172 cm	110 cm	166 cm
車道除雪延長	600.49 km	601.99 km	607.05 km	608.84 km	610.54 km
歩道除雪延長	66.98 km	67.88 km	69.38 km	70.71 km	70.54 km
除雪対策事業費決算額	821 百万円	1,170 百万円	1,336 百万円	794 百万円	1,308 百万円

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 冬でも快適な生活環境を確保できる雪に強いまちを目指します。

冬期間の状況に応じた効率的な除排雪体制の確立を進めるとともに、道路や住宅等における消融雪施設等の充実や雪害防止の対策を推進し、雪に対する安全確保を進めます。また、雪を利用した産業、観光の振興を図り、地域活性化を促進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-3-1 総合的な雪対策

担当課：総合政策課

- 総合的な雪対策の指針となる雪対策総合計画を策定します。

5-3-2 効率的な除排雪体制の確立

担当課：社会福祉課、高齢福祉課、
土木課、都市計画課

- 除雪指定路線の状況に応じた効率的な除排雪を推進するため、除排雪業務委託の全体的な見直しや除雪車運行管理システムの導入を検討するとともに、雪に配慮した道路整備のあり方を検討します。
- 地域との協力により除排雪協力会の組織化を推進するとともに、高齢者・障がい者世帯への雪下ろし等に対する支援を推進します。

5-3-3 道路、住宅等における融雪施設等の充実

担当課：土木課、建築住宅課

- 流雪溝の整備を推進するほか、融雪設備や雪害防止策等、住宅等の克雪化を支援するとともに、克雪化の普及に向けた啓発活動を推進します。

5-3-4 雪害防止の充実

担当課：土木課

- 地吹雪が発生する箇所への防雪柵設置や山間部等におけるなだれ防止対策を推進します。

5-3-5 雪を利用した産業、観光の振興

担当課：総合政策課、観光課

- 上杉雪灯籠まつり等の雪を活用したまつりを継続させるとともに、雪国の魅力を伝えるイベント等の開催により、冬期間の観光誘客を推進します。
- 市内のスキー場と連携し、冬のスポーツツーリズムを推進します。
- 雪氷熱エネルギーの利用を検討します。

■ 主な事業 雪対策総合計画の策定、道路・歩道等の除排雪事業、上杉雪灯籠まつりの開催

— ■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■ —

- ・ (市民) 道路等の除雪作業に協力し、交通の妨げとなる除雪行為はやめましょう。
- ・ (市民) 雪を活用したまつりやイベント等に積極的に参加しましょう。
- ・ (市民・地域) 地域の高齢者、障がい者世帯等の除排雪や雪下ろしの支援を行いましょ。
- ・ (市民・地域) 除排雪協力会の役割を理解し、その組織化に積極的に協力しましょう。
- ・ (事業者・大学) 雪氷熱エネルギーの利用や雪国に必要な商品・技術の開発研究を推進しましょう。

— ■ ■ 目指す目標値 (活動指標・成果指標) ■ ■ —

No	成果指標名	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	除排雪協力会の組織数	H26	451 団体	480 団体	土木課
2	雪灯籠まつり観光客入込数	H26	158,500 人	170,000 人	観光課

第6章 持続可能なまちづくり(協働・行政経営)

施策6-1 とともに協力し合い、行動するまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市では、パブリック・コメント制度や各種審議会等の委員の一定割合を公募により選考する制度を定着させ、市民がまちづくりに参画・参加できる体制づくりを行ってきました。今後も、様々な分野で市民の参加を促進するとともに、身近な地域課題を解決するための市民を主体とした地域運営の仕組みづくりを進め、市民が積極的にまちづくりに参加して未来を切り拓くという意識を醸成する必要があります。
- 一方、近年の地域の状況は、核家族化の進展、生活意識やライフスタイルの多様化によって、地域社会の連帯意識が希薄化し、市街地では自治活動への参加意欲が低下しているほか、周辺部ではコミュニティ活動の担い手の高齢化や固定化等により地域での活動に支障をきたしています。今後は、身近な問題をお互いの助け合いで解決しようとする自治意識と地域の連帯感の高揚を図り、自治組織の活性化を促し、市民一人ひとりが自ら担い手となって地域づくりに取り組んでいくことが求められます。
- また、地域での防災・防犯、青少年活動等を支えるNPOやボランティア、市民同士の交流等、人と人とのつながりやそこで生まれる活動を支援するとともに、地域活動の拠点となるコミュニティセンター施設の適正な維持管理と計画的な改修を推進する必要があるほか、行政に関する情報を、広報よねざわをはじめ、インターネット等様々な手段でわかりやすく公表し、市民に行政への関心を高めてもらう必要があります。

図表 市民の行政への参画に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
審議会等の公募委員の割合	8.3%	9.9%	8.7%	7.9%	8.5%
市内NPO法人数	43団体	49団体	50団体	56団体	57団体

※公募委員の割合=(当該年度に委嘱した公募委員数) / (当該年度に委員公募を行った審議会等の委員の定数)

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 市民自らが地域の課題解決に向けて積極的に取り組む協働のまちを目指します。

市民と行政が一体となってまちづくりを行うための体制を整備するとともに、行政情報提供の充実を図ります。また、地域住民が主体となった地域づくりを支援し、活動拠点となるコミュニティセンター施設の適正な維持管理と計画的な改修を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

6-1-1 市民と行政が一体となったまちづくり推進体制の整備 担当課：総務課、総合政策課、秘書広報課、社会教育・体育課

- パブリック・コメント制度や審議会等における委員公募制度、協働提案制度を推進し、様々な場面で市民がまちづくりに参加できる体制づくりの整備を図り、市民からの提言や提案が市政に反映される仕組みづくりを整備します。
- まちづくり人財養成講座等の事業を展開し、市民のまちづくりプランを具現化しやすい環境整備を図るとともに、まちづくりに参加するNPO団体等の育成を促進します。

6-1-2 地域コミュニティの活性化 担当課：総合政策課、社会教育・体育課

- 町内会等の自治組織の活性化を促進するとともに、自治意識を高める啓発活動を推進します。
- 地域づくり活動の中核となる人材育成を支援します。
- 地区の特色を活かしたコミュニティビジネスの創出等の地域づくりを多角的に支援します。

6-1-3 行政情報提供の充実 担当課：総務課、総合政策課、秘書広報課、社会教育・体育課

- 行政情報を分かりやすく公開するとともに、インターネットを活用するなど、行政情報の提供手段の拡充を推進します。
- 市政に関する理解度を高めてもらうため、まちづくり出前講座等を充実させます。

6-1-4 コミュニティ活動の拠点整備 担当課：社会教育・体育課

- 老朽化したコミュニティセンター等施設の整備・改修を計画的に推進します。

■ 主な事業 コミュニティセンター等施設整備・改修事業、おもしろな地域おこし協力隊設置事業、広報広聴事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (市民) 地域づくり活動に積極的に参加しましょう。
- ・ (事業者) 地域社会の一員として地域の活動に取り組みましょう。

■ ■ 目指す目標値 (活動指標・成果指標) ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (H32)	担当課
1	審議会等の公募委員の割合	H21～H25	8.8% (H21～H25 平均)	10.0% (H28～H32 平均)	総務課
2	市ホームページへの閲覧件数	H26	4,482,622 件	4,620,000 件	総合政策課

施策6-2 男女共同参画の推進

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

- 男女共同参画社会を形成していくためには、性別にとらわれずに一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会にしていかなければなりません。しかし、性別による固定的役割分担意識は、依然として家庭・地域・職場等に残っているのが現状です。
- 男女共同参画社会の形成を住民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから意識改革に取り組む必要があります。本市においては、男女共同参画社会の実現に向け、米沢市男女共同参画基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。
- 今後、多様化する地域課題を共有し、暮らしやすく活力あふれる地域社会を形成していくためには、女性自身の参画意識を高揚させるとともに、女性の能力を十分に活かし、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担い、あらゆる分野に参画できる環境の整備を進めることが重要です。
- また、男女が共に意欲的にいきいきと働き続けられる環境を整備するとともに、あらゆる業種で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組が促進されるよう意識し、誰もが充実した生活を送ることができる社会の実現を図ることが求められています。

図表 男女共同に係る推移

	H21	H22	H23	H24	H25
審議会等女性の登用割合	24.4%	25.2%	25.9%	27.4%	26.6%

■ ■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■ ■

- 男女がお互いを尊重し、支え合う男女共同参画の意識や考え方が市民や社会に浸透しているまちを目指します。

男女共同参画社会へ向けた市民意識高揚への取組を推進します。さらに、男女が等しく活躍できるよう女性の権利を擁護します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

6-2-1 女性の参画機会の確保 担当課：総合政策課、こども課、商工課

- 女性の就労機会の拡大に向けた取組や各種審議会等への積極的な参画を進めること等により、様々な分野における参画機会の拡大に向けた環境を整備します。
- 子育て支援の充実等により仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。

6-2-2 男女共同参画意識形成の推進 担当課：総合政策課

- 男女共同参画を進める団体やグループの活動を支援するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育を充実させるための学習機会の拡大を推進します。
- 男女の役割分担意識を改革するため、研修会等の啓発事業やホームページ等の活用による情報提供を充実させます。

6-2-3 女性の権利擁護 担当課：総合政策課、健康課

- ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント等の防止策を推進し、女性の人権を守るとともに個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。
- 女性の健康を支援するための相談機能を充実させます。

■主な事業 男女共同参画社会づくり事業、ドメスティックバイオレンス防止の推進

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市民）性別に関係なく、地域活動や家事・育児等を分担して行いましょう。
- ・（市民・事業者）仕事と生活の調和を推進しましょう。
- ・（事業者）性別に関係のない就労機会を確保しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	審議会・委員会の女性登用率	H25	26.6%	30%	総合政策課

施策6-3 健全な行政経営の推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 市民の生活意識や生活様式が多様化するとともに、地方分権が進展する中で、行政需要もますます多様化、高度化し、事務量も増大しています。
- 国の財政は、歳出が税込等を大きく上回る状態が恒常的に継続していることから多額の長期債務残高を抱え、将来世代に大きな負担を残すこととなっているほか、地方財政全体においても少子高齢化の進展による社会保障費の自然増、さらには依然として高い水準で推移する公債費等に対処するため、地方公共団体にあっては既存の経費をさらに圧縮する必要があります。
- 本市の財政は、市税の減少や扶助費（社会保障費）の増加等から財政の硬直化が進んでおり、経常収支比率は90%台に高止まりしています。今後も人口減少や高齢化の進展により市税の減少傾向や扶助費の増加傾向が続くとともに、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化への対応が必要になると見込まれ、さらに厳しい財政状況が続くものと予想されます。
- 今後は、多様化する市民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するため、安定的な財源の確保を図るとともに、費用対効果を検討しながら更なる経費の節減・効率化、公共施設の適正配置等を進め、市民に信頼される健全な行政経営を行うことが必要とされています。また、職員の能力向上や機能的な行政組織機構の整備等の体制を強化していくことが必要です。

図表 財政状況の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計歳入決算額	346億円	365億円	366億円	356億円	373億円
うち市税	109億円	104億円	111億円	107億円	106億円
普通会計歳出決算額	332億円	351億円	355億円	344億円	363億円
うち扶助費	50億円	64億円	67億円	68億円	68億円
経常収支比率	95.9%	94.1%	92.4%	94.9%	95.3%
実質公債費比率	16.8%	15.4%	14.4%	13.7%	13.0%

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 健全な行政経営のもと、市民が求める質の高い行政サービスを持続的に提供することを目指します。

質の高い行政サービスが提供されるとともに、健全な行政経営を推進します。また、機能的な組織管理体制を構築し、職員の能力向上を図ります。

— ■■ 施策での取組 ■■

6-3-1 財政健全化の推進

担当課：財政課、納税課、総合政策課、国保年金課

- 自主財源の確保を図るため、市税等の収納率向上や受益者負担の適正化等に加え、広告収入の拡充、ふるさと応援寄附金制度の有効活用を推進します。
- 必要な事業を厳選するとともに、事務事業の効率化等により行政コスト全体の縮減を推進します。
- 公共施設等について、更新コスト等の低減を図るため、総合的かつ計画的な管理を推進します。

6-3-2 質の高い行政サービスの提供

担当課：総務課、総合政策課、市民課、議会事務局

- 市民が必要とする行政サービスを利用しやすいようにするため、関連業務の窓口サービスの総合化や電子申請等の行政事務手続の簡素化等を推進するとともに、広報、ホームページに加え、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを積極的に活用し、市政に関する情報をわかりやすく公開します。

6-3-3 組織機構の改革と職員の能力向上

担当課：総務課

- 市民ニーズに柔軟に対応できる機能的な組織管理体制を構築するとともに、適正な職員数を維持します。
- 市職員の能力向上に寄与する研修等の活動を充実させます。

■主な事業 公共施設等総合管理計画の策定、ふるさと応援寄附金制度事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■

・（市民）行政経営について関心を持つようにしましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	ふるさと応援寄附金の寄附額	H25	671万円	4億円	総合政策課
2	経常収支比率	H25	95.3%	90%以下	財政課

施策6-4 他自治体との広域連携の強化

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

- 交通・情報通信手段の発達に伴い、市民の生活圏や企業の経済活動は自治体の行政区域を越えて広域化しています。こうした状況を踏まえ、自治体運営に当たっては、広域的な視点に立って関係自治体等と連携してまちづくりを推進していくことが必要です。
- 本市では、現在、置賜の他市町と共同でごみ処理事業や消防事業等の広域行政を推進しています。今後も、複雑化・多様化する地域課題や社会ニーズに対応するために、置賜地域内の連携機能を活かしながら、更なる行政サービスの効率化や置賜地域全体の魅力の創出と情報発信等に取り組むことが求められています。また、近隣の圏域とも連携しながら、災害時の相互支援や相互連携のあり方等幅広い分野についても検討を行う必要があります。さらに、全国の市町村との連携を図り、共通する行政課題を解決するための活動を推進することが必要です。

図表 広域連携事業の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
置広共同処理事業数	8件	8件	8件	9件	9件

■ ■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■ ■

- 置賜地域等の近隣自治体と地域課題や社会ニーズに対応できる、ともに発展するための幅広い連携体制が形成されたまちを目指します。

置賜地域内や近隣圏域、全国自治体との連携を推進し、ともに発展するまちづくりを目指します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

6-4-1 置賜地域内の連携の推進

担当課：総務課、総合政策課、環境生活課

- 現在実施しているごみ処理事業や消防事業などの共同事務事業の効率化を推進します。
- 置賜3市5町で構成する置賜総合開発協議会等と連携した広域的事業を推進します。

6-4-2 自治体との広域的な連携の推進

担当課：総務課、総合政策課、観光課

- 村山、福島、会津圏域等の近隣圏域と連携した広域的事業を推進します。
- 他地域との災害時の相互応援協定締結の拡充を推進します。
- 全国の市町村との連携を深め、共通する行政課題を持つ市町村との情報交換を推進するとともに、共同して制度改正等を国に要請します。

■主な事業 共同処理事業の適正運営、災害時の相互応援協定締結の拡充

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) ごみ処理事業や消防事業の広域化事業を理解しましょう。
- ・(地域) 置賜地域の取組やイベントに積極的に参加しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	担当課
1	置賜総合開発協議会等と連携した広域的事案件数	H26	1件	2件	総合政策課